

令和3年度  
公民館・地域交流館事業報告書  
あゆみ



印西市立公民館・地域交流館

令和4年6月

表紙写真

令和3年度中央駅前地域交流館主催事業  
「はっらっクラブ」

## はじめに

公民館は、社会教育法に基づき、市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を実施し、市民の教養の向上、健康の増進、情操豊かな生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された教育機関です。

公民館は、社会教育を推進する拠点施設として、市民が「つどう」・「まなぶ」・「むすぶ」の拠点となる中心的な役割を果たしています。

公民館では、社会情勢の変化とともに多種多様化する個人や社会のニーズに応じ、地域の方々が気軽に集い（つどう）、自らの興味関心に基づく学習、文化・芸術活動や体育・レクリエーション活動、生活課題や地域課題の解決のための知識・技術の習得など（まなぶ）を通じて、世代を超えた交流や各種機関・団体などと連携を図る（むすぶ）機会を提供することで、社会教育・生涯学習を推進しています。

地域の身近な存在として寄り添い、市民の皆さまの生活にゆとりとうるおいを与えるお手伝いができるよう、また、子どもたちが安心安全で健やかに成長できるよう、各種関係機関や公共施設などとも連携を図りながら、公民館5館及び地域交流館が、それぞれに地域の特色を生かした運営に努めています。

市民とともにあゆむ公民館事業についてご理解をいただくため、令和3年度公民館・地域交流館事業報告書「あゆみ」を刊行いたします。市民の皆さまにご高覧いただき、ご指導・ご鞭撻を賜れば幸いに存じます。

なお、令和3年度も引き続きコロナ禍ということで、十分な事業運営ができずにご不便をおかけいたしました。市民の皆さまの安全確保のための措置でございますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

令和4年6月

印西市立中央公民館長



# 目 次

1	公民館・地域交流館の活動概要	5
1.	印西市の教育施策	7
2.	令和3年度公民館・地域交流館の事業計画	9
3.	令和3年度公民館・地域交流館の事業概要	10
4.	公民館運営審議会	11
	(1) 印西市公民館運営審議会委員名簿	11
	(2) 令和3年度審議会開催日程	12
2	公民館	13
	(1) 事業報告	15
	中央公民館	15
	小林公民館	24
	そうふけ公民館	30
	印旛公民館	32
	本埜公民館	40
	(2) 利用団体一覧	47
	中央公民館利用サークル懇談会	47
	小林コミュニティサークル連絡協議会	49
	そうふけ公民館利用サークル協議会	50
	印旛公民館利用サークル協議会	51
	本埜公民館サークル連絡協議会	52
	(3) 利用集計	53
	公民館利用者集計表	53
	(4) 条例・規則	55
	印西市立公民館の設置及び管理に関する条例	55
	印西市立公民館の管理及び運営に関する規則	63
3	地域交流館	71
	(1) 事業報告	73
	中央駅前地域交流館	73
	(2) 利用団体一覧	89
	中央駅前地域交流館利用団体懇話会	89
	(3) 利用集計	91
	中央駅前地域交流館利用者集計表	91
	(4) 条例・規則	93
	印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例	93
	印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則	99



# 1 公民館・地域交流館の活動概要

1. 印西市の教育施策
2. 令和3年度公民館・地域交流館の事業計画
3. 令和3年度公民館・地域交流館の事業概要
4. 公民館運営審議会
  - (1) 印西市公民館運営審議会委員名簿
  - (2) 令和3年度審議会開催日程





## 1. 印西市の教育施策

印西市においては、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定めた「印西市基本構想」の実現をすすめる中、令和3年度は「第1次基本計画」（令和3年度から令和7年度）の初年度にあたります。

また、平成26年度に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置した「総合教育会議」において、教育行政の現状や課題について協議し、市の最上位計画である総合計画との整合性を図りつつ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である「教育大綱」（令和3年度から令和7年度）が定められました。

こうした中、教育委員会では、引き続き将来都市像の実現に向けた政策の1つである「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります《子育て・教育・文化》」の推進を図っていきます。

昨今の財政状況の厳しい折、前年度事業の点検と評価を行うとともに、教育振興基本計画（平成30年度から平成33年度）を踏まえ、子どもから高齢者に至るすべての市民が心身ともにたくましく健康で明るい生活が送れるよう様々な事業を展開していきます。

つきましては、教育振興基本計画に基づき、引続き令和3年度の印西市教育施策の基本理念を「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」とし、主な施策を次のように定めます。

（教育施策）

**【教育の基本理念】 だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び**

主な施策

- I. 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む〔学校教育〕
- 1 学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進
  - 2 安全で安心できる教育環境づくり

Ⅱ. 生涯を通して学びスポーツに親しめる環境づくりを推進する  
〔生涯学習・生涯スポーツ〕

- 1 年齢にとらわれずにいきいきと暮らすための生涯学習活動
- 2 地域で子どもたちを守り育てる環境づくり
- 3 市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実  
(健康子ども部と連携・協力)

Ⅲ. 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る 〔文化芸術〕

- 1 創造性を育む文化芸術活動の推進・継承
- 2 文化財の保護・活用
- 3 市史編さん事業の推進

★ 生涯学習の主な施策

生きがいを持ち、心豊かで充実した生活を送れるよう、生涯にわたって学習できることが重要となっている。さらに、国際化・情報化等の進展に伴う、価値観の多様化と社会の急速な変化に対応するため、情報を見極め、個人の適性に応じた知識や技術を習得し、活用していく必要性が高まっている。

こうした市民の多様な学習ニーズと現代的課題に適切に対応するため、多様な生涯学習情報と公民館・図書館等の学習活動の場を提供することにより、学習機会の拡充を図り、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯にわたってさまざまな分野で自ら学ぶことのできる学習環境をつくり、市民の生涯学習活動を推進する。

また、公民館や図書館等の生涯学習・社会教育施設の維持・管理や指導者の確保、高等教育機関等との連携・協力を図り、生涯学習推進体制を充実する。

さらに、親と子の絆を強めて、子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を充実させるとともに、子ども達が安全・安心で健やかに成長できるように、地域で行われる青少年健全育成活動を推進し、地域で活動する市民団体を支援する。

## 2. 令和3年度公民館・地域交流館の事業計画

公民館・地域交流館は、市民のために実際の生活にあった教育や学術、文化などの事業を行うことにより、市民の教養を向上させ、健康を増進し、情緒を豊かにすることを目指し、ひいては生活文化の振興、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

印西市立公民館・地域交流館は、この目的を達成するため、社会や地域の課題・要望をとらえて、対象に合わせた講義や体験など様々な形式で各種事業を展開する。

### (1) 公民館・地域交流館主催事業

子ども対象事業、大人対象事業、公民館利用サークル連絡協議会・大学・青少年相談員等の社会教育関係団体やサークルとの共催事業など地域の特色を生かした事業を実施し、市民の社会教育・生涯学習を推進する。

### (2) 団体育成事業

#### ① 利用サークル等への指導・支援

各利用サークル・団体が、自主的かつ円滑な学習を行えるよう必要に応じて指導・支援を行う。

#### ② 公民館・地域交流館利用サークル連絡協議会への指導・支援

加盟サークル間の相互理解・交流・地域コミュニティの醸成を達成するため、自主運営を尊重し、必要に応じて指導・支援を行う。

○中央公民館利用サークル懇談会（30サークル加盟）

○小林コミュニティサークル連絡協議会（17サークル加盟）

○そうふけ公民館利用サークル協議会（20サークル加盟）

○印旛公民館利用サークル協議会（15サークル加盟）

○本埜公民館サークル連絡協議会（20サークル加盟）

○中央駅前地域交流館利用団体懇話会（34サークル加盟）

#### ③ 公民館・地域交流館利用サークル連絡協議会が行う「まつり」への支援

公民館利用サークル連絡協議会加盟サークルが活動成果の発表を行う「まつり」を円滑に運営できるよう支援する。

○中央公民館「みなづき祭」

- 小林公民館「小林コミュニティまつり」
- そうふけ公民館「ふれあい文化館まつり」
- 印旛公民館「いんば公民館まつり」
- 本埜公民館「本埜公民館まつり」
- 中央駅前地域交流館「中央駅前地域交流館まつり」

④ 公民館講座修了者の自主活動への指導・支援

公民館講座修了者の自主活動に対して、円滑に学習できるよう必要に応じて指導・支援を行う。

(3) 個人学習支援事業

市民の個人学習の推進を図るため、公民館・地域交流館事業に差し支えない範囲で、個人学習室の開放を行う。

(4) 貸館事業

市民や利用サークル・団体等に、社会教育・生涯学習・会議・交流の場を提供し、公民館・地域交流館を地域の生涯学習拠点施設とする。自発学習・交流を通して、地域コミュニティの醸成を図り、社会教育・生涯学習の推進に努める。

### 3. 令和3年度公民館・地域交流館の事業概要

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されるなど、公民館及び地域交流館の施設運営にも大きな影響が生じました。

公民館等の対応といたしましては、令和2年度から引き続き「印西市立公民館及び中央駅前地域交流館の再開方針」に基づき、換気の実施、使用定員の制限など感染拡大防止対策を行い、8月・9月の緊急事態宣言発出時には夜間開館時間を1時間短縮する措置を講じました。その後、感染者数の減少に伴い、11月からは当該方針を見直し、「感染減少期における公民館及び交流館の運営方針」を定め、使用制限を緩和しましたが、令和4年1月に入りオミクロン株が急拡大し、まん延防止等重点措置が適用されたことに伴い「まん延防止等重点措置に伴う公民館及び交流館の運営方針」を定め、再度使用制限を行うこととしました。3月にはまん延防止等重点措置の適用が解除されたことに伴い、新たに「基本的感染防止対策の再徹底方針」を定め、使用制限を解除し、運営してい

るところでございます。

このことにより、令和3年度公民館及び地域交流館の活動計画は大幅な変更を余儀なくされました。主催事業につきましては、中止又は定員、回数及び事業内容等を見直し実施しました。また、団体育成事業の一つとして、各施設の利用サークル団体が主体となって毎年開催している「まつり」もすべて中止するとともに、貸館事業におきましても、施設を利用される皆さんが、自ら施設使用を自粛するなど、公民館等の活動に大きな支障が生じたところでございます。

なお、そうふけ公民館におきましては、令和3年5月から令和4年2月にかけて、大規模改修工事を行いました。

#### 4. 公民館運営審議会

##### (1) 印西市公民館運営審議会委員名簿

任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

番号	氏名	区分	備考
1	門脇 英貴	学校教育関係者	
2	泉水真由美	学校教育関係者	
3	佃 正男	社会教育関係者	
4	見山 利雄	社会教育関係者	
5	嘉藤 弘子	社会教育関係者	
6	富井 康夫	社会教育関係者	
7	青山 光男	社会教育関係者	
8	中嶋加奈江	社会教育関係者	
9	伊東 章	社会教育関係者	
10	豊田 文子	社会教育関係者	
11	長尾さおり	家庭教育関係者	
12	美馬 光美	家庭教育関係者	
13	常光 康介	学識経験者	
14	池田テイ子	学識経験者	
15	白井 豊	学識経験者	

(2) 令和3年度 審議会開催日程

回	月 日	内 容	会 場
1	令和3年 6月23日 (水)	令和3年度第1回印西市公民館運営審議会 臨時会 【報告事項】 ① 令和2年度印西市立公民館及び交流館事業報告について 【審議事項】 ① 令和3年度印西市立公民館及び交流館事業状況及び事業計画について	中央公民館
2	令和3年 10月27日 (水)	令和3年度第1回印西市公民館運営審議会 定例会 【報告事項】 ① 令和3年度上半期公民館等事業実施状況について 【審議事項】 ① 令和4年度公民館等事業実施方針について	中央公民館
3	令和4年 3月15日 (火)	令和3年度第2回印西市公民館運営審議会 定例会 【報告事項】 ① 令和3年度公民館等事業報告について 【審議事項】 ① 令和4年度公民館等事業計画（案）について	そうふけ 公民館

## 2 公民館

### (1) 事業報告

中央公民館

小林公民館

そうふけ公民館

印旛公民館

本埜公民館

### (2) 利用団体一覧

中央公民館利用サークル懇談会

小林コミュニティサークル連絡協議会

そうふけ公民館利用サークル協議会

印旛公民館利用サークル協議会

本埜公民館サークル連絡協議会

### (3) 利用集計

公民館利用者集計表

### (4) 条例・規則

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則





## (1) 事業報告

# 中央公民館



### 【運営方針】

中央公民館では、市民が心身ともに健全で心豊かに、生涯にわたり学び続ける幅広い学習の場と機会を提供することを目標に、関係団体、学校や他の学習関連施設との連携・調整を図り、事業の展開を図っている。

また、市民に身近な学習の場として来館してもらえるよう、学習資料の提供や学習室の開放、また、市民の憩いの場、情報交換の場としてロビーの開放を行っている。

### 【施設概要】

名 称：印西市立中央公民館  
所 在 地：印西市大森3934-1  
開 館：昭和54年2月1日  
敷地面積：4,874.01㎡  
延床面積：2,680.55㎡  
構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造  
5階建て  
駐車台数：62台



## 《令和3年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「子ども対象事業」4事業、「大人対象事業」5事業を計画した。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、令和3年度は、「子ども対象事業」のうち2事業を中止し、「大人対象事業」のうち1事業について講座回数を減らし実施した。

また、個人学習支援事業として学習室の開放を行ったが、やはり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、定員24人のところ定員7人に縮小しての実施となった。さらに、中央公民館利用サークル懇談会が主体となって開催していた「みなづき祭」も新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度に引き続き中止となった。

施設利用者数の推移については、令和元年度24,393人、令和2年度12,077人、令和3年度18,136人という状況となっている。

## 《主催事業》

### 【子ども科学教室～地面すれすれグライダーを作ろう！～】

ねらい…身近な材料を使って科学の面白さや原理を学べる工作を行い、ものづくりの喜びや楽しさ、工作の仕方や技術などを学ぶ。

対象等…小学4年生～6年生、〔定員〕12人、〔参加〕14人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	8月28日(土)	地面すれすれに飛ぶグライダーを作る	千葉市科学館職員

### ＜講座を終えて＞

千葉市科学館の職員を講師に迎えて実施した。地面すれすれグライダーの諸材料は講師が持参。初めに、講師が実際に完成品を飛ばしてみせ、良く飛ぶ条件は「バランス」で、縦・横・そして全体のバランスをとって作成することが大事との説明があった。子どもたちも講師の指示通り丁寧に材料の切り取りや曲げなどを行っていた。作品完成後は廊下で2人ずつ飛ばして誰が一番遠くまで飛ぶか競争した。入賞者には講師からプレゼントがあり、子どもたちも張り切って競争していた。入賞者から作成のポイントを聞くと、正確に切ったこと・しっかり曲げたこと・しっかり留めたこと等を要因に挙げていた。

講師は2人とも小学校の教員出身ということで、講座の冒頭で、手品風の科学あそびをしてみせて子どもたちの緊張感を和らげたり、説明の方法や特に話し方など子どもたちを集中させる手法は素晴らしく、今後、子ども対象事業を開催するにあたり参考としていきたい。

## 【創作講座「彩のあるくらし講座」

### 子ども工作教室～天然木と糸でかわいいストラップづくり】

ねらい…創作・工芸などの作品作りを通して作る喜びを体感しながら、手作りの作品で生活に彩りを添えること。子どもたちが自然のものを使った創作活動を通して作る喜びを体感することやそこに至る想像力、表現力などを養うことにより課題解決能力や豊かな人間性など「生きる力」を身に付けていくこと。

対象等…市内在住の小学生（親子参加可）、〔定員〕12人、〔参加〕17人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	8月3日（火）	ケヤキの枝に自分で選んだ可愛い糸を巻いて世界に一つだけのオリジナルストラップ作りをする。	枝道家・ウッドスタイリスト 茉本 祈子

#### <講座を終えて>

講師の模型を使った丁寧でわかりやすい説明もあり、子どもたち及び参加した保護者たちは、細かい作業を根気よく行い、笑顔で完成したストラップと写真撮影を行った。

約8割の子が追加して作品作りに取り組んだことやアンケート結果からも、子どもたちには創作の喜びを体感してもらえたと思われる。また、講座参加者は、ほとんどが親子で参加となったが親子で同一作業をする中でコミュニケーションも図られ、いろいろな意味で効果的であった。

## 【いきいきカレッジ】

ねらい…シニア世代が地域の歴史・健康な体づくり・創作活動など生きがいづくり・仲間づくりにつながるよう、さまざまなジャンルを学ぶことにより、これからの人生を生き生き生活できることを目指す。

対象等…50歳以上の市民、〔定員〕25人、〔参加〕15人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	5月19日（水）	知って得する生活習慣改善術を学ぶ	健康増進課職員
2	6月23日（水）	自力整体でこころもからだもリラックス	秋田美智子
3	7月21日（水）	安全・安心！防犯の知識	市民安全担当課長
4	9月15日（水）	知って安心！認知症予防！	高齢者福祉課職員
5	10月13日（水）	健康寿命をのばそう！ ～セルフチェックとセルフケア～	日野かおる
6	11月17日（水）	健康祈願！プレスレットづくり	枝道家・ウッドスタイリスト 茉本 祈子
7	12月15日（水）	木下河岸物語	印旛歴史民俗資料館職員

### <講座を終えて>

開講2年目を迎えた「いきいきカレッジ」。第1回と第2回は昨年と同様に健康をテーマに実施。日頃から生活習慣病に気を付けて予防することの大切さや身体のバランスを整える自力整体について、また、第3回では侵入犯罪に強い地域コミュニティ、侵入犯罪を防ぐポイントについて、第4回では認知症は誰もがなり得るもので、早期発見はお互いに気かけあうことが大切であることを学んだ。第5回は健康のまとめとして健康寿命を延ばすため自分自身でできるセルフチェックとセルフケアについて、第6回は自然のものを使った創作活動としてオリジナルプレスレットづくりを、そして第7回は地域の歴史として「木下河岸物語(木下河岸と木下街道)」を学び終了。

受講者アンケートでも健康・防犯・地域の歴史それぞれ大変参考になった等好評であり、シニア世代の生きがいづくり・仲間づくりにつなげることができた。

## 【防災講座「わが家のマイ・タイムライン」をつくろう】

ねらい…多発する大災害を目の当たりにし、安心・安全な地域づくりが注目されるなか、円滑な避難のためには住民一人ひとりが適確な避難行動をとることが重要となる。平成27年の関東・東北豪雨を教訓に生まれた「マイ・タイムライン」を活用して各々の環境にあった逃げ方を自ら検討できるよう学ぶ。

対象等…市内在住・在勤の人、〔定員〕16人、〔参加〕18人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	6月16日(水)	市のハザードマップやマイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」を活用し、マイ・タイムラインの作り方を学ぶ	市防災課職員

### <講座を終えて>

水害対策(マイ・タイムラインなど)の必要性について認識が深められ、また、具体的に何を準備していけばいいのかの理解が得られた。参加者からは、家族それぞれの避難行動をあらかじめ決めておく「わが家のマイ・タイムライン」を早速家族で作ってみたいとの声も多く上がり、具体的な災害対策のヒントを得たと思われる。

講座終了後、質疑応答の時間を設けたが、一昨年の台風等による長期化した停電、利根川の増水、土砂崩れによる避難所経験などが記憶に新しいこともあって活発で有意義な意見交換が行われた。

今後は、この取り組みを地域に広げていくことが必要で、特に一人暮らしの高齢者や障害を抱えた方など、地域に寄り添い災害時に地域の支援が必要な方々への実践的な普及が望まれる。

## 【健康体操～無理せず、楽しく、体を動かそう～】

ねらい…健康体操に取り組むことで健康寿命を延ばし、シニア世代の健康の維持・増進の一助とする。

対象等…50歳以上の市民、〔定員〕各20人、〔参加〕前期コース15人・後期コース22人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
前期	6月16日(水) 6月30日(水) 7月14日(水)	3回コースでリズム運動、脳トレ、呼吸法、ストレッチ、筋トレ等で無理なく体を動かす	栄森容子
後期	10月20日(水) 11月10日(水) 11月24日(水)	3回コースでリズム運動、脳トレ、呼吸法、ストレッチ、筋トレ等で無理なく体を動かす	栄森容子

### <講座を終えて>

前・後期の2コースで実施。初めに東洋医学の体操で呼吸、精神、身体の3つの調和で、身体のバランスを整え全身の血液の流れを良くし気分を爽快にするといわれる「健美操」と簡単な筋トレ等(腕を伸ばしたり足を上げたり、全身の屈伸運動やスクワット・左右の手足を使ってのコンビネーション運動等)で体を動かしていき、次に脳トレとして講師が指示した前・後・左・右とは逆の方向に動いたり、リズムフィットネス運動の中では2人1組でじゃんけんをしながらパートナーを変えていくなどのレクリエーション的な運動やメロディーに合わせて動くリズムフィットネス運動を行った。終わりに上履きを脱いでリラックスしてクールダウンのストレッチをして終了。基本的に3回とも同内容であったが、特に脳トレとリズムフィットネス運動は1回目よりは2回目、3回目と徐々に練度を上げていったが、受講者は体の動きも慣れてきて無理なく気持ちよく体を動かすことができた。

## 【創作講座「彩のある暮らし講座」大人ものづくり教室

### ～カカオウッドと天然石でプレスレットづくり】

ねらい…創作・工芸などの作品作りを通して作る喜びを体感しながら、手作りの作品で生活に彩りを添える。

自然のものを使って創意工夫をしながら自分好みのプレスレットづくりをすることで、想像力や発想力を養うとともに、併せて天然素材の良さを感じてもらうこと。

対象等…18歳以上の市民、〔定員〕15人、〔参加〕17人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月22日(金)	天然素材のカカオウッドと天然石でオンリーワンのプレスレットをつくる。	枝道家・ウッドスタイリスト 栗本 祈子

### <講座を終えて>

講師から作業手順の説明を受けた後、各自プレスレットづくりを開始。それぞれの感性、表現力を信じて創作を進めていった。最後の作業で、最も重要となるカカオウッドと天然石を通した紐を結んでプレスレットを完成させる工程では、順番に講師の説明と作業補助を受けて完成させた(今後のプレスレットの直しや新たに別のプレスレット作成する際に役立つものである)。最後に、テーブルごとに完成作品と一緒に記念撮影を行って終了した。

講師の丁寧でわかりやすい説明により作業もスムーズに行われ、すべての参加者が自分で選んだ天然石を使ったオリジナルプレスレットが出来上がったこと。笑顔で写真撮影が行われたこと。また、追加して2個目に取り組んでいた方も5、6人いたことやアンケート結果からも、参加者には、大人のものづくりの喜びを体感してもらえたと思われる。

## 【創作講座「彩のあるくらし講座」

### 冬の苔玉教室～雪割草の苔玉づくり～】

ねらい…創作・工芸などの作品づくりを通して作る喜びを体感しながら、手づくりの作品で生活に彩りを添える。冬季事業として雪割草を使って苔玉をつくり、手入れの仕方を学び、身近にある苔に親しむとともに苔の魅力を知る。

対象等…市内在住・在勤の20歳以上の人、〔定員〕18人、〔参加〕18人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月17日(金)	雪割草を使って苔玉づくりを体験する。	奥田利風

### <講座を終えて>

講師が説明を交えながら実際に雪割草の苔玉を作製し、参加者は作り方を一通り見学した後、作業を開始した。コケが楕円形になるように糸を巻いていくのに苦労した人も多かったが、講師の教え方がわかりやすく、また対応が非常に丁寧で、参加者は苔玉づくりの楽しさを味わうことができた。

## 【手賀沼講座—自然と歴史—】

ねらい…当該地区が手賀沼や利根川といった水辺と深いかかわりの中で歴史を積み重ねてきた地域特性を踏まえ、「手賀沼」をキーワードとして地域の歴史・社会・環境などを総合的に学び、自分たちが暮らす地域を理解しふるさと意識を育みながら、これからのまちづくりについて考えてもらう機会をつくる。

(手賀沼講座全体のねらい)

本年度の講座は、手賀沼とのかかわりを知るうえで手賀沼流域の自然環境や地質の特徴、浄化対策などを学び、自然環境の保全と共生などについて考える機会を提

供する。

なお、当該講座は各回にテーマを設けそれぞれ募集し事業を展開することとした。  
対象等…市民一般、〔定員〕18人（第1回は市内在住の小学生親子7組）、〔参加〕18人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月9日（土）	手賀沼流域の自然観察会 ～亀成川の自然環境を学ぼう～	NPO 法人 亀成川を愛する会
2	11月20日（土）	手賀沼流域の自然環境～市環境白書から見る～	NPO 法人 亀成川を愛する会 環境保全課職員
3	12月16日（木）	手賀沼探訪 ～手賀沼をもっと知ろう、手賀沼の野鳥・環境・星空～	我孫子市鳥の博物館 我孫子市手賀沼課

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため5回を3回に変更して実施

#### <講座を終えて>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計画していた講座の中で、北千葉導水ビジターセンター見学会(7月)、手賀沼周辺の地質と化石～ナウマンゾウがいた頃～(8月)が中止を余儀なくされたが、環境を主体として行ったそれ以外の各講座を通して、「自分たちが暮らす地域を理解しふるさと意識を育んでもらう」という全体のねらいに対しては、一定の成果が得られたものとする。

また、施設訪問型の本講座を通して手賀沼についての総合的な理解を深めることや、自分たちが暮らす手賀沼流域の自然環境の保全、共生などについて考える機会を提供できたとする。

## 《講座の様子》



▲いきいきカレッジ：自力整体



▲手賀沼講座：亀成川自然観察会



▲健康体操



▲子ども工作教室：ストラップづくり



▲大人のものづくり教室：プレスレットづくり



▲冬の苔玉教室：出来上がった作品



## 《団体育成事業》

コロナ禍ではあったが、各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう可能な限りの指導・支援を行い、公民館主催事業から定期利用サークルとして、新たに1団体が結成された。

また、中央公民館利用サークル懇談会に対して運営等の指導・助言を行った。加盟サークル数は、前年度比1増1減の30サークルとなっている。なお、活動成果の発表の場である、中央公民館利用サークル懇談会が主催する「みなづき祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として中止となった。

## 《個人学習支援事業》

学習室を個人学習・共同学習の場として開放し、学習資料の提供により学習支援の推進を図った。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として学習室の定員を24人から7人に縮小して学習の場の提供を行った。

## 《貸館事業》

市民の館として、生涯学習の場、各種会議の場、ふれあいの場を提供し生涯学習の推進を図った。利用に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。あわせて、緊急事態宣言発令時には利用時間の短縮、利用定員の半減及び飲食の制限を、まん延防止等重点措置適用時には利用定員の半減及び飲食の制限を行った。

# 小林公民館



## 【運営方針】

小林公民館は、小林駅圏に生活する市民を主な対象とし、社会教育・生涯学習活動、芸術文化活動、地域コミュニティ活動の場と機会を提供することを主な事業目標として運営している。

また、小林公民館では、小林駅圏市民の学習ニーズを把握し、地域コミュニティの醸成に配慮した社会教育・生涯学習機会の提供を基本として、事業を展開している。

## 【施設概要】

名称：小林コミュニティプラザ

- ・小林公民館
- ・小林図書館
- ・小林出張所

所在地：印西市小林北5-1-6

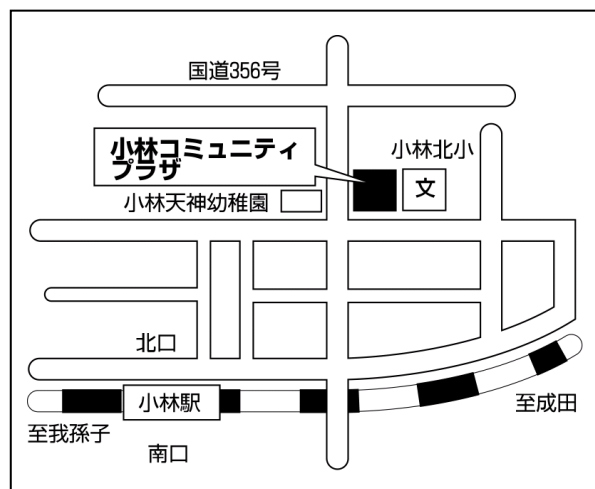
開館：平成7年5月1日

敷地面積：3,146.71㎡

延床面積：2,073.683㎡

構造：鉄筋コンクリート 2階建て

駐車台数：49台



## 《令和3年度事業概要》

主催事業について、令和3年度は、当初計画では「子ども対象事業」1事業、「大人対象事業」5事業を計画したが、子ども対象事業の1事業を講師が体調不良のため中止とした。また、大人対象事業のうち1事業について、コロナ禍のため音楽活動を行う個人・団体が活動を自粛していたが、11月以降、新型コロナ減少期に入り12月から再活動したため事業を実施した。

また、個人学習支援事業として公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放した。さらに、毎年、小林コミュニティサークル連絡協議会が主体となって開催していた「小林コミュニティまつり」もコロナの影響から中止となった。

施設利用者の推移については、令和元年度 29,331人、令和2年度 11,371人、令和3年度 16,882人という状況となっている。

## 《主催事業》

### 【小林カレッジ】

ねらい…市民が健康で明るく豊かな生活を送るために幅広い分野に目を向け、生きがいつくり・健康づくり・仲間づくりの一助を図る。

対象等…50歳以上の市民、〔定員〕20人、〔参加〕23人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	5月22日(土)	防犯：日常に潜む危険を回避しよう	市民安全担当課長
2	6月26日(土)	健康：リンパマッサージをしよう	秋葉みどり
3	7月31日(土)	古典芸能：日舞を楽しく体験しよう	藤間流師範 渡邊俊子
4	10月9日(土)	歴史：江戸時代のアウトローと関八州取締り	千葉県文書館 児玉憲治
5	10月23日(土)	自然：自然散策をしよう	河邊久男
6	11月20日(土)	音楽：音楽の豊かさを感じる	山崎佑希子、市川美緒、堀野りか

#### ＜講座を終えて＞

幅広い分野から講座を編成し、知識や経験を深めるとともに参加者の学ぶ意欲や好奇心向上に努めることができた。また、受講者間の仲間づくりをすすめ、地域を超えたつながりができた。

## 【リンパセラピー講座（夏コース・秋コース）】

ねらい…リンパの知識を学びながら自分で出来るリンパマッサージ（セルフ・ペア）で免疫力が上がる健康な身体づくりを体験する。

対象等…20歳以上の女性、〔定員〕各12人、〔参加〕各12人

プログラム

・夏コース

回	日程	内容	講師等
1	6月11日（金）	リンパマッサージ、ヨガ、ストレッチなどを総合的に取り入れ、リンパの流れの大切さを知る	秋葉みどり
2	6月25日（金）		

・秋コース

回	日程	内容	講師等
1	10月8日（金）	リンパマッサージ、ヨガ、ストレッチなどを総合的に取り入れ、リンパの流れの大切さを知る	秋葉みどり
2	10月22日（金）		

<講座を終えて>

参加者はリンパセラピーを学び、実践することで免疫機能を高め、心身ともにリンパの流れの大切さを知ることができ、健康的な身体づくりを体験した。

## 【ピラティス講座（夏コース・冬コース）】

ねらい…胸式呼吸を取り入れながらストレッチを中心とした動きで、身体の筋肉をしなやかに丈夫に鍛える運動を体験し、健康的な身体作りを目指す。

対象等…20歳以上の女性、〔定員〕各15人、〔参加〕各15人

プログラム

・夏コース

回	日程	内容	講師等
1	7月3日（土）	心肺機能の向上と背骨の柔軟性を強化するためのエクササイズ	土井さやか
2	7月17日（土）		

・冬コース

回	日程	内容	講師等
1	1月15日（土）	心肺機能の向上と背骨の柔軟性を強化するためのエクササイズ	土井さやか
2	1月29日（土）		

<講座を終えて>

ピラティスの呼吸法と座る・立つ・寝るなどの動作の中でインナーマッスルを鍛えながら、常に呼吸と姿勢を意識し身体を動かすことの充実感や爽快感を感じ、バランスの取れた身体作りを学んだ。

## 【防災講座「わが家のマイ・タイムライン」をつくろう】

ねらい…台風や大雨による水害などこれから起こることが予想される災害に対し、一人ひとりが家族構成や生活環境に合わせて、いつ・だれが・何をするのかを予め時系列に整理した自分自身の防災行動計画『マイ・タイムライン』を作成し、余裕をもって安全に避難するための知識を取得するとともに防災意識の向上を目指す。

対象等…市内在住・在勤の人、〔定員〕各16人、〔参加〕各16人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	8月25日(水)	市のハザードマップを確認して各自「逃げキッド」を活用しマイ・タイムラインを検討する。	市防災課職員

### <講座を終えて>

市のハザードマップで浸水エリアに想定される利根川沿いにお住まいの方々が参加された。

参加者は、利根川構内浸水想定区域図の想定最大規模や浸水継続時間が示された自宅を確認し改めて自宅の水害リスクを確認した。

「台風や前線が発生してから川の水が氾濫するまでを知ろう」では、時系列でとるべき行動を確認し、近年の異常気象の多発から改めて避難行動の必要性を感じていた。

## 【みんなでつくる！小林アンプラグドミニミニコンサート】

ねらい…小林公民館利用サークルのうち音楽関係サークルに対して、気軽に発表の機会を提供するとともに、地域で音楽活動をする個人や団体に対しても発表の機会を与え、地域の交流を図る。

対象等…市民

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月1日(水)	ロビーコンサート(ギター弾き語り)	カラフルスタイル
2	1月12日(水)		齋藤和夫
3	1月19日(水)		カラフルスタイル
4	2月16日(水)	まん延防止等重点措置発令のため中止	
5	3月24日(水)	ロビーコンサート(ギター弾き語り)	齋藤和夫
6	3月30日(水)		カラフルスタイル

### <講座を終えて>

コロナ禍において地域で音楽活動を行う個人・団体が活動を自粛していたが、11月以降、新型コロナ減少期に入り12月から実施することとした。

地域で音楽活動をする個人・団体の発表の場を設け、身近な場所で音楽鑑賞の機会を作ることができた。

## 《講座の様子》



▲小林カレッジ：日舞を体験しよう



▲防災講座



▲リンパセラピー講座：ストレッチ



▲ピラティス講座：呼吸と姿勢を意識する



▲アップラグド ミニコンサート：カラフルスタイル



▲アップラグド ミニコンサート：齋藤和夫

## 《団体育成事業》

コロナ禍の中、各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう指導・支援を行った。

公民館主催事業から定期利用サークルとして自主的に活動できるよう支援等を行い、新たに1団体が結成され定期利用が始まった。しかしながら、定期利用サークルの大半が高齢者の団体であり、新型コロナウイルス感染症対策に不安があるとのことで、1団体が活動を休止するとともに会員数の減少や活動自粛などの理由によりサークル連絡協議会から3団体が退会した。

また、小林コミュニティサークル連絡協議会が主体となって行うサークル活動の成果発表としての場である「小林コミュニティまつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として中止となった。

## 《個人学習支援事業》

公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放し、個人学習に対する支援を行った。利用対象者は児童・生徒に限定せず、より多くの皆さんが利用できるよう配慮した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で学習の場の提供を行った。

## 《貸館事業》

地域の生涯学習拠点施設として、地域住民や町内会、学校をはじめ各種団体など、広く利用の促進を図った。ただし、どのような場合でも利用できるのではなく、社会教育法第23条に抵触する場合などは利用できないことを理解していただき、健全な公民館運営に努めた。

なお、各館同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。あわせて、緊急事態宣言発令時には利用時間の短縮、利用定員の半減及び飲食の制限を、まん延防止等重点措置適用時には利用定員の半減及び飲食の制限を行った。

# そうふけ公民館



## 【運営方針】

そうふけ公民館は、印西牧の原駅圏内の生涯学習の拠点として、「新たな文化の創造」を目標に事業を展開している。

事業の推進にあたっては、「いつでも、どこでも、誰でもが」を基本方針に、市民の学習意欲が高まるような子ども対象事業、共催事業、団体育成事業、個人学習支援事業、貸館事業を実施している。

このほか、市民のさまざまな学習ニーズに対応するため、窓口等において情報の提供及び事業支援を行っている。

## 【施設概要】

- 名 称：印西市ふれあい文化館
- ・そうふけ公民館
  - ・そうふけ児童館
  - ・そうふけ図書館
  - ・そうふけ老人福祉センター

所在地：印西市原3-4

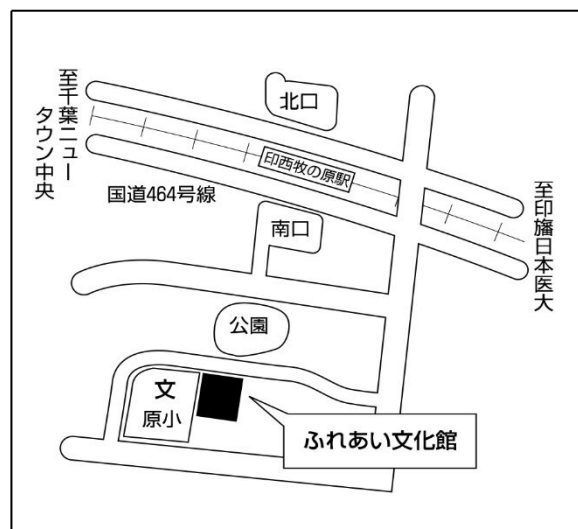
開 館：平成10年12月1日

敷地面積：4,000.01㎡

延床面積：3,674.49㎡

構 造：鉄筋コンクリート  
3階建て（地下1階）

駐車台数：44台





## 《令和3年度事業概要》

そうふけ公民館は、令和3年5月から大規模改修工事を実施したため、主催事業の実施はありません。

個人学習支援事業として大規模改修工事前の4月は、公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放した。また、大規模改修工事後は、専用の学習室が完成し、3月の再開館から開放した。

毎年、そうふけ公民館利用サークル協議会が主体となって開催していた「ふれあい文化館まつり」も大規模改修工事及びコロナの影響から令和2年度に引き続き中止となった。

施設利用者については、令和元年度39,361人、令和2年度15,250人、令和3年度は2カ月の開館で、3,153人という状況となっている。

## 《団体育成事業》

大規模改修工事期間中も他の公民館等で各利用サークル等が自主的かつ円滑に活動できるよう指導・支援を行ったが、令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による活動自粛の影響が続いた。なお、そうふけ公民館利用サークル協議会が主体となって、活動成果の発表の場である「ふれあい文化館まつり」は、大規模改修工事及びコロナの影響から中止となった。

## 《個人学習支援事業》

大規模改修工事前の4月は、公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放しました。また、大規模改修工事後専用の学習室ができあがり、3月の再開館から開放し学習の場を提供することで、公民館をより身近な施設として感じてもらえるようにする。比較的利用の少ない青年層への公民館周知をすることができ日常的な会話を交わすことにより、利用マナーの向上、青少年の健全育成を図ることができた。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で学習の場の提供を行った。

## 《貸館事業》

大規模改修工事前後の2か月は、市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として施設の提供を図った。社会教育関係団体、地域の自主活動団体、福祉団体等に学習、会議、交流の場を提供し適正で健全な公民館運営に努めた。

なお、各館同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとし、まん延防止等重点措置適用時には利用定員の半減及び飲食の制限を行った。

# 印旛公民館



## 【運営方針】

印旛公民館は、印旛地区の生涯学習の拠点として、子供から高齢者まで、幅広い年代を対象に事業を展開している。

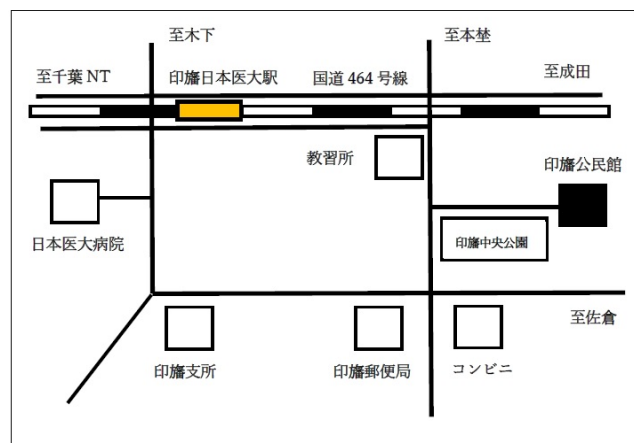
主要事業として、子ども・大人対象事業、及びサークル支援事業を軸として、社会教育や生涯学習に関する情報を積極的に発信し、市民に多種多様な学習活動への糸口及びその活動促進の場を提供している。

また、目前にテニスコートや野球場、多目的広場などの多彩なスポーツ施設も隣接しているため、スポーツの合間や終えた後の交流の場ともなっている。

このように印旛公民館は、市民密着型の“親しみやすい公民館”を目指すとともに「学びの場」、「憩いの場」、「ふれあいの場」として日々活動している。

## 【施設の概要】

名称：印西市立印旛公民館  
所在地：印西市瀬戸1518  
開館：昭和51年10月1日  
敷地面積：11,005㎡  
延床面積：1,844㎡  
構造：鉄筋コンクリート  
2階建て  
駐車台数：70台



## 《令和3年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「こども対象事業」6事業、「おとな対象事業」5事業を計画した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、令和3年度は、「こども対象事業」のうち3事業を中止し、「おとな対象事業」で1事業を追加して、「こども対象事業」3事業、「おとな対象事業」6事業の実施となった。

また、個人学習支援事業として学習室を開放したが、やはり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、定員20人のところ定員10人に縮小して学習の場の提供を行った。さらに、印旛公民館サークル協議会が主体となって開催していた「いんば公民館まつり」も新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度に引き続き中止となった。

施設利用者数の推移については、令和元年度12,078人、令和2年度4,171人、令和3年度7,386人という状況となっている。

## 《主催事業》

### 【癒しのアロマ】

ねらい…アロマセラピーの持つ、心の安らぎへの効果を学ぶとともに、心の状態が体の健康に深く結ぶつくことへの理解を深める。

対象等…市内在住・在勤の20歳以上の人、

〔定員〕各10人、〔参加〕1回目：11人、2回目：9人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	5月26日(水)	アロマセラピーの基本を学ぶ①	前田美紀
2	1月26日(水)	アロマセラピーの基本を学ぶ②	前田美紀

#### ＜講座を終えて＞

参加者全員が前向きかつ積極的に取り組む姿が見られた。作品としては、全身用化粧水とバスソルトの2点を作り上げた。参加者同士のコミュニケーションも活発で、お互いの作品を良いところを見つけては褒めあうことにより親ばくも深められた。

### 【初心者のための絵手紙教室】

ねらい…見たものを自分の感情で描く。絵手紙の描き方等の基本を学びながら、参加者同士親ばくを深める。

対象等…市内在住・在勤の20歳以上の人、〔定員〕10人、

〔参加〕9人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	6月26日(土)	絵手紙の基本を学ぶ①	石原 修
2	7月3日(土)	絵手紙の基本を学ぶ②	石原 修

### <講座を終えて>

絵手紙は美術的ではなく心で描くものであり、「うまい」「へた」で見ないとの講師の説明に参加者は前向きに取り組んでいたように感じられた。線は太く書くと力強い感じ、細く書くと繊細な感じになるので使い分けで作品に奥行きが出るようだった。家で作品を作ってきたものや、前回の作品に印章を押すことで、作品が締まって見えるような感じがした。新しい趣味や楽しみを見つけるために参加した人がほとんどであったため、少し絵手紙サークルの活動の話をして興味につながればと思う。

## 【親子カヌー教室】

ねらい…身近な印旛沼（またはプール）で、カヌーに挑戦する。親子で一緒にきずなを深めながら、自然に触れることでその大切さを知る。

対象等…市内在住の小学生の親子、〔定員〕各部10組20人、

〔参加〕低学年の部12組24人、高学年の部8組17人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	7月10日(土)午前	【低学年の部】 カヌー操作の習得	ISJカヌー同好会
2	7月10日(土)午後	【高学年の部】 カヌー操作の習得	ISJカヌー同好会

### <講座を終えて>

開講当日はよく晴れており、2年ぶりの開催ということもあって、低学年の部・高学年の部は共に例年より参加者が多かった。中には毎年必ず参加しているリピーターの方もおり、非常に人気の講座である。ISJカヌー同好会の皆様の指導はとても丁寧で、参加者全員がカヌーに乗る楽しさを堪能できたように感じられた。リピーターの方の1人は非常に慣れた手つきでカヌーを乗りこなしており、それを見ている方々も楽しんでいた。小学生と保護者の皆様の双方にとって、満足度の高い講座となった。

## 【夏休み科学教室】

ねらい…化学反応する材料を使い、変化を理解してもらう。また、自分の手で創意工夫をした作品を作り上げる達成感を味わうことを目的とする。

対象等…市内在住の小学4年生～6年生、〔定員〕12人、〔参加〕12人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	7月17日(土)	サンドピクチャーを使って地層を作る	大久保尚紀

#### <講座を終えて>

サンドピクチャー（色付きの分けられた砂）から地層の模型を作るのは、一つ一つの工程で難しいところもあったが、無事に全員完成させることができた。サンドピクチャーは二度と同じ模様ができないので、その時々の模様は、はかなく美しく感じられるようで、参加した子どもたちは真剣に砂の流れに引き込まれていた。講師の対応が非常に適切で、理科の面白さや、ものづくりの楽しさと奥深さを参加した子どもたちは実感できた。

### 【夏休み工芸教室】

ねらい…自分の手で工作物を創作することで、創意工夫を促し、豊かな感性を養い、一つの作品を作り上げる喜びを習得する。

対象等…市内在住の小学生、〔定員〕各部10人

〔参加〕オカリナの部11人、竹かごの部11人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	7月31日(土)	【土笛の部】① オカリナの形をつくる	間野政勝
2	8月1日(日)	【土笛の部】② オカリナの指穴をあける	間野政勝
3	8月7日(土)	【竹かごの部】 竹かごをつくる	間野政勝

#### <講座を終えて>

オカリナ作りは、一つ一つの工程が低学年には難しかったが、保護者の手助けもあって無事に全員完成させることができた。竹かご作りでは、平面的な竹ひごから立体的なかごができあがった時の喜びを、子どもも大人も味わうことができた。どちらの部も講師の対応が適切で、小学生と保護者の双方にとって、満足度の高い講座となった。

### 【はじめてのyoga】

ねらい…ヨガ(yoga)の基本を学びながら、心と体の内面の安定を感じると共に、メンタルバランスの重要性について学ぶ。

対象等…市内在住・在勤の20歳以上の人、〔定員〕各15人、

〔参加〕1回目：14人、2回目：14人、3回目：13人、4回目：13人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	9月28日(火)	ヨガ(yoga)の基本を学ぶ	佐藤洋子
2	10月5日(火)		
3	10月12日(火)		
4	10月19日(火)		

#### <講座を終えて>

前年度に好評であったため、回数を2回から4回に増やして開催となった。講師の方はポーズの最中も常にヨガに関する話をしていただき、和やかな雰囲気が進められた。お子様連れの参加者もいたが、特に中断することもなかった。教室終了後、参加者から「何回か続けての開催はないのか」「コロナ禍ではあるが、来年以降も開催するのか」等の質問があり、ヨガ(yoga)の楽しさを実感できた有意義な講座となった。

### 【おとなの工芸教室】

ねらい…自分の手で竹細工を創作することで、創意工夫を促し、豊かな感性を養い、一つの作品を作り上げる喜びを味わう。

対象等…市内在住・在勤の20歳以上の人、〔定員〕10人、〔参加〕10人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月23日(土)	竹ひごを組み合わせて竹かごを作る	間野政勝

#### <講座を終えて>

平面的な竹ひごから立体的なかごができあがった時の喜びを味わうことができた。

30本もの竹ひごを一つひとつ編み込む細かな作業が多く、全体的な時間は長くかかった。講師の方の対応は非常に丁寧で、参加者はものづくりの楽しさと奥深さを実感できた。また、同時に竹の持つ可能性を学んだ有意義な講座となった。

### 【みんなのいけばな教室】

ねらい…日本の伝統文化である生け花を通して、礼儀や作法の向上を図ると共に、心に癒しを感じられるように理解を深める。また、お正月向けの草花を生けることにより、日本らしい新年の迎え方を見直す。

対象等…市内在住・在勤の20歳以上の人、〔定員〕各20人、

〔参加〕1回目：9人、2回目：20人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月16日(土)	お月見に合う秋の草花を生ける	池田美枝子
2	12月26日(日)	お正月の花を生ける	

### <講座を終えて>

毎年度必ず参加されるリピーターの方も多く、非常に人気の講座である。講師の指導が的確で、選ばれる題材も冬の季節感にあふれているところが人気の一因だと思われる。参加者が季節の花を自らの手で生けた後、講師による花の差し方のコツや、花の選び方等についての説明があった。生け花の材料に使う草花の選定は講師の力量によるところが大きく、非常に得難い人材である。今後ともこの講座を続けられるようにしたい。

## 【竹あかり教室】

ねらい…竹林の整備で伐採した竹を有効活用して工作物を作り上げる。また、自然資源の有効活用により、良好な自然環境を保つことの重要性を学ぶ。

対象等…市内在住・在勤の20歳以上の人、〔定員〕12人、〔参加〕12人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月18日(土)	1本の竹から間接照明をつくる	小名木 貴一

### <講座を終えて>

最初に、竹に穴を開けるインパクトドライバーの操作方法を説明し、用意された青竹の曲面に穴を開けるデザインが書かれた型紙をテープで貼り付けた。その形に沿って慎重に穴を開けていく。徐々に皆様も慣れていき作業の速度は上がっていった。穴を開け終わった後で、内部にLEDライトを入れて竹あかりが完成した。柔らかい雰囲気を持ち、ゆったりとした気分になれるものであった。初めての開催であったが、終了後、参加者の皆様から再度の開催を求める問い合わせが多く寄せられ、この事業への関心の高さが伺えた。

## 《講座の様子》



▲親子カヌー教室：プールでカヌーをこぐ



▲初心者のための絵手紙教室：絵手紙を描く



▲おとなの工芸教室：竹かごを作る



▲はじめてのyoga：講座風景



▲みんなのいけばな教室：出来上がった作品



▲竹あかり教室：竹あかりを作る



## 《団体育成事業》

コロナ禍ではあったが、各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう可能な限りの指導・支援を行い、定期利用サークルとして、新たに1団体が結成された。なお、コロナ禍の影響から2団体は、活動を自粛している。

また、印旛公民館サークル協議会に対して運営等の指導・助言を行った。加盟サークル数は、前年度と比べて1増えて15サークルとなっている。また、印旛公民館利用サークル協議会が主体となって開催する、活動成果の発表の場である「いんば公民館まつり」は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、前年に引き続き中止となった。

## 《個人学習支援事業》

1階閲覧室を個人学習室として開放し、公民館をより身近な施設として感じてもらえるよう学習の場の提供を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として個人学習室の定員を20人から10人に削減して提供した。

## 《貸館事業》

市民が自発的に学習してふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会に還元して、地域の文化を醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、地域団体、福祉関係団体等に学習、会議及び交流の場を提供した。利用に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。あわせて、緊急事態宣言発令時には利用時間の短縮、利用定員の半減及び飲食の制限を、まん延防止等重点措置適用時には利用定員の半減及び飲食の制限を行った。

# 本埜公民館



## 【運営方針】

本埜公民館は、本埜地区の生涯学習、生涯スポーツの拠点として、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が利用できる施設です。

本年は、生涯学習、スポーツの振興を図るために「子ども対象事業」、「大人対象事業」、「サークル等支援事業」、「貸館事業」、「個人学習支援事業」を実施している。特に、「郷土愛」をテーマとして次代を担う青少年を対象とした事業に力を入れている。

また、同敷地内にはナイター付テニスコート、野球場などのスポーツ施設があり、施設利用の相乗効果とともに交流の場となっている。本館は、「共に学び・共に楽しむ場」、「ふれあいの場」、「交流の場」として社会福祉の増進を目指している。

## 【施設概要】

名 称：印西市立本埜公民館

所 在 地：印西市中根1375

開 館：平成9年4月1日

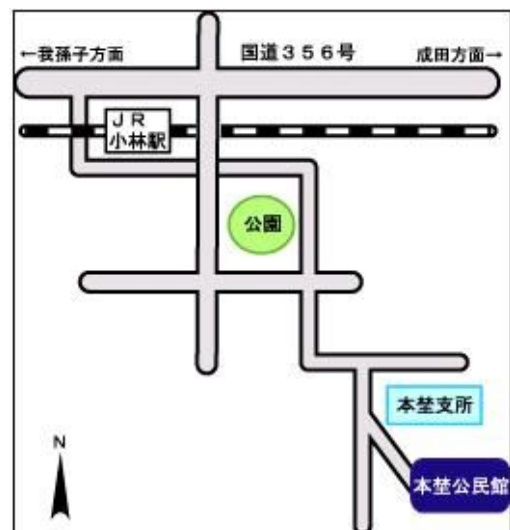
敷地面積：2,518㎡

延床面積：3,723㎡

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート  
4階建て

駐車台数：48台

※本埜スポーツプラザ駐車場



## 《令和3年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「子ども対象事業」7事業、「大人対象事業」3事業、「共催事業」4事業を計画した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環及び天候不良により一部中止としたため、令和3年度は、「子ども対象事業」2事業、「大人対象事業」2事業、「共催事業」2事業の実施となった。

また、個人学習支援事業として公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放した。さらに、毎年、本埜公民館利用サークル協議会が主体となって開催していた「本埜公民館まつり」も新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度に引き続き中止となった。

施設利用者の推移については、令和元年度 13,134人、令和2年度 6,802人、令和3年度 13,337人という状況となっている。

## 《主催事業》

### 【子ども生け花教室】

ねらい…子どもたちに伝統文化を体験・習得する機会を提供する。生け花の基本を学びながら表現力を養う。

対象等…小学生、〔定員〕10人、〔参加〕7人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月 9日（土）	ハサミの扱い方等を学び、秋のお花を生ける。	菊地愛子
2	11月20日（土）	1回目の内容を活かして、クリスマスのお花を生ける	青野きみい

＜講座を終えて＞

ハサミの扱い方、花の切り方、挿し方などを学び、そして花を彩りよく、また花に高低差をつけることで、バランスよく生けることを学んだ。学んだことを活かして、一人ひとりの個性が表れた素敵な作品が出来上がった。

### 【書き初めひろば】

ねらい…書の伝統と文化の理解を深め、書くことの大切さを育てる。また、書道を通して集中力を高め、心の落ち着きなどを自ら体験し学ぶ。

対象等…小学生、〔定員〕15人、〔参加〕19人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月19日(日)	筆使いを学び冬休みに出された課題を練習する	小林みどり

### <講座を終えて>

筆使いなど丁寧に指導していただき、書くことの大切さや楽しさを学ぶことができた。また、丁寧に書くことにより集中力が高まり、心の落ち着きも体験できた。

## 【防災講座「わが家のマイ・タイムライン」をつくろう】

ねらい…台風や大雨による水害など、これから起こるかもしれない災害に対し、家族構成や生活環境にあわせて、いつ、だれが、何をするのかを予め時系列的に整理した自分自身の防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成し、余裕をもって避難するための知識を習得するとともに、防災意識の向上を図る。

対象等…市内在住・在勤の人〔定員〕16人、〔参加〕11人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	7月14日(水)	市のハザードマップやマイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」を活用し、マイ・タイムラインの作り方を学ぶ	市防災課職員

### <講座を終えて>

市のハザードマップや、利根川構図浸水想定区域図等を使用し、自宅はどれくらいの浸水が予想されるかを各自確認した。それを踏まえてマイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」を活用し、水害が想定された際に、いつから、どのように行動した方がいいかを検討した。また、講義終了後の質疑応答の中で、避難所開設や防災倉庫の状況、道路が冠水した時の情報確認手段等、参加者から様々な質問があげられ、災害に対する意識の高さを感じた。

## 【野鳥観察会】

ねらい…本埜地域に見られる野鳥を多くの市民に紹介していき、自然環境の保護・保全への関心や理解を深める機会を提供する。

対象等…市民、〔定員〕20人、〔参加〕12人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月27日(土)	本埜地区内の白鳥飛来地周辺を散策	河邊久男

<講座を終えて>

沢山の種類の野鳥を観察でき、講師の方から解説していただいたほか、樹木や木の実などについても情報をいただき自然環境に触れ合う機会を提供できた。

## 【秋の自然観察会】

ねらい…本埜地域に残されている豊かな自然環境を子どもから大人まで多くの市民に紹介していく。身近な動植物とふれあい、自然環境への関心や理解を深める機会を提供すると共に環境保全意識の向上に寄与する。

対象等…小学生と保護者、〔定員〕20人、〔参加〕10人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月6日(土)	本埜地区内の里山を2時間くらい散策	里山の会 ECOMO

<講座を終えて>

講師の方から地域の存在する季節ごとの動植物を解説していただき、昆虫等の採集など自然環境に触れ合う機会を提供できた。また、捕まえた昆虫などを持ち帰らずに自然に戻すことで、環境保全の対する考えを養うことができた。

## 【わら細工講座】

ねらい…わら細工により伝統的風習の意味や慣わしなどにふれて、物づくりのよろこびを感じてもらう。

対象等…20歳以上の市民、〔定員〕12人、〔参加〕12人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月11日(土)	正月飾りをつくろう	岩井猛和 里山の会 ECOMO

<講座を終えて>

しめ縄づくりを体験することにより、さまざまな技術や知識を学ぶことができた。

## 《講座の様子》



▲子ども生け花教室



▲子ども生け花教室：出来上がった作品



▲書き初めひろば



▲防災講座

「わが家のマイ・タイムライン」をつくろう



▲秋の自然観察会：本埜地区内を散策



▲わら細工講座

## 《団体育成事業》

コロナ禍ではあったが、各利用サークル等が自主的かつ円滑な学習が行えるよう可能な限りの指導・支援を行った。なお、活動成果の発表の場である、本埜公民館利用サークル協議会が主催する「本埜公民館まつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として中止となった。

## 《個人学習支援事業》

公民館運営に支障のない範囲で施設を開放し、学習の場を提供することで、公民館をより身近な施設として感じてもらえるよう、学習機会の提供により比較的利用の少ない青年層への利用促進を図った。また、利用対象者を児童・生徒に限定せず、より多くの市民が利用できるように配慮した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で施設の提供を行った。

## 《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として提供した。利用に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等 3 密対策を講じながら利用することとした。あわせて、緊急事態宣言発令時には利用時間の短縮、利用定員の半減及び飲食の制限を、まん延防止等重点措置適用時には利用定員の半減及び飲食の制限を行った。





## (2) 利用団体一覧

### 印西市立中央公民館利用サークル懇談会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	印西ウィンドアンサンブル	吹奏楽	毎週水・土曜	18:00～21:00	40
2	印西山野草の会	山野草栽培・研究	隔月第3土曜	18:00～20:00	11
3	印西写楽	写真	第3土曜	14:00～17:00	8
4	印西松踏ダンスクラブ	社交ダンス	第2・4土曜	18:30～21:00	10
5	印西女声合唱団	女性コーラス	第1～4水曜	9:00～12:00	8
6	印西太極拳同好会	太極拳	毎週火・日曜	9:00～12:00	22
7	印西盆栽愛好会	盆栽栽培・研究	第2金曜	9:00～15:00	19
8	絵てがみの会	絵てがみ	第2土曜	10:00～12:00	8
9	おむすび会	家庭料理	第4金曜	9:00～13:00	15
10	火陶会	陶芸	第2・4火曜	9:00～17:00	5
11	カトレア ヨガの会	ヨーガ	第1～4金曜	14:00～16:00	5
12	カレイナニ フラ プルメリア	フラダンス	第1～4木曜	13:00～17:00	12
13	木下手賀野俳句会	俳句	第3日曜	13:00～17:00	9
14	木下囃子保存会	囃子	毎週土曜	19:00～21:00	8
15	健康呼吸法の会	丹田呼吸法	毎週金曜	9:30～11:30	12
16	秋桜コーラス	コーラス	第1～4木曜	9:00～13:00	14
17	こすもす短歌会	短歌	第3日曜	10:00～13:00	10
18	古文書学習・尚史会	古文書読解	第1・3木曜	10:00～12:00	8
19	彩々会	絵画	第2・4日曜	13:00～16:00	3
20	ささのは会	素話	第2土曜 第4木曜	13:00～17:00	8

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
21	詩吟愛好会	詩吟	第1～4水曜	19:00～21:00	7
22	ヨガ友サークル	ヨーガ	毎週水曜	19:00～21:00	5
23	水辺短歌会	短歌	第1日曜	13:00～16:00	8
24	チェリー	音楽	第3火曜	13:00～16:00	6
25	陶遊会	陶芸	第1・3火曜 第2・4水曜	9:00～17:00	10
26	バルーンアートサークル ピッコロ	バルーンアート	第1水曜 不定日曜	12:00～17:00	39
27	ミックスジュース	エアロビクス	毎週木曜	10:00～13:00	5
28	紫会	茶道（裏千家）	第2火曜	9:00～13:00	8
29	自力整体サークル	自力整体	第2～4金曜	14:00～17:00	15
30	トナ会	自己啓発	第3水曜	10:00～12:00	16

## 小林コミュニティサークル連絡協議会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	蘭の会	大正琴	第2・4金曜	10:00～13:00	5
2	あじさいの会	大正琴	第1・2・4水曜	9:00～13:00	6
3	小林カラオケ華の会	カラオケ	第2・4金曜	13:00～17:00	11
4	リングング・ハート	ミュージックベル	第1・3木曜	9:00～12:00	11
5	さくらコーラス	合唱	第1・3木曜	13:00～16:00	17
6	マーガレットの会	健康体操	毎週水曜	10:00～12:00	10
7	小林貯筋サークル	健康体操	毎週火曜	9:00～12:00	56
8	小林太極拳同好会	太極拳	毎週土曜	9:00～12:00	12
9	小林親子読書会かたつむり	読書活動	第2火曜	10:00～12:00	15
10	小林石友会	囲碁	毎週土曜	13:00～17:00	12
11	秋桜会	日本画	第2・4木曜	13:00～17:00	6
12	小林洋画クラブ	洋画	第1・3土曜	13:00～17:00	14
13	絵てがみの会	絵手紙	第2土曜	14:00～16:00	7
14	小林パソコン同好会	パソコン	毎週金曜	9:00～12:00	10
15	印西歴史愛好会	歴史研究	第2日曜	10:00～12:00	25
16	印西太極拳 牧の里クラブ	太極拳	第2・3・4木曜	10:00～12:00	7
17	小林シニア男声合唱団	合唱	第1・3金曜	13:00～15:00	15

印西市立そうふけ公民館利用サークル協議会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	ペーニャフラメンカ	フラメンコ	毎週火曜	14:00～17:00	5
2	エアロナオミ	エアロビクス	毎週木曜	10:00～12:00	22
3	キャンパスの会	油絵	第1～4金曜	9:00～13:00	13
4	山百合短歌会	短歌	第2木曜	13:00～17:00	13
5	生花倶楽部	生け花	第2・4木曜	10:00～13:00	8
6	印西市ユニカール協会	ユニカール	毎週金曜	13:00～16:00	27
7	ダンベル&フィットネス	ダンベル体操	第1～4木曜	13:00～15:00	15
8	印西絵手紙の会	絵手紙	第2・4火曜	9:00～13:00	18
9	サークル桐	箏	第2木曜 第4土曜	9:00～13:00	10
10	千葉ニュータウン フィルハーモニーオーケストラ	オーケストラ	毎週土曜 又は日曜	13:00～17:00	34
11	室内楽研究会	クラシック音楽	土曜・平日 (月1～2回)	17:00～20:00 10:00～12:00	7
12	ハーラウ フラ カレイナニ レファ	フラダンス	第1～4金曜	9:00～11:00	16
13	ミュージカルカンパニー 「いちごハウス」	ミュージカル	第1～4日曜	13:00～17:00	69
14	大正琴ハーモニー	大正琴	第1・3金曜	13:00～16:00	9
15	Ace印西	ヒップホップダンス	第1～4水曜	18:00～21:00	14
16	フローラルデザイン	ワンストローク ペインティング	第1・3火曜	13:00～16:00	6
17	ハーラウ フラ カレイナニ ロケラ ニ	フラダンス	第1～4金曜	9:00～13:00	11
18	Ace#3	ダンス	第1～4水曜	16:00～18:00	9
19	ドラムピース	打楽器リズム遊び	第3日曜	9:00～12:00	5
20	ダンシングキャッツ草深	モダンバレエ ヒップホップ	不定期 水曜(月3回)	16:00～19:00	21

## 印西市立印旛公民館利用サークル協議会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	和太鼓クラブ 鼓友会	和太鼓	毎週金曜	19:00～21:00	13
2	いには野卓球クラブ	卓球	毎週火曜	9:00～12:00	10
3	絵画サークル	絵画	第2・4木曜	9:00～13:00	7
4	竹細工サークル（昼の部）	竹細工製作	毎週木曜	13:00～17:00	7
5	竹細工サークル（夜の部）	竹細工製作	毎週木曜	18:00～21:00	5
6	ヘルスマイル卓球クラブ	卓球	毎週土曜	13:00～16:00	10
7	ステップ印旛	社交ダンス	毎週金曜	9:00～12:00	7
8	陶芸サークルねんどあそび	陶芸	毎週木曜	19:00～21:00	9
9	オカリナサークル やまゆり	オカリナ演奏	第2・4火曜	9:00～13:00	8
10	栖山流印旛吟道会	詩吟	第2・4日曜	13:00～15:00	5
11	いんば押し花サークル	押し花	第4土曜	13:00～17:00	6
12	桜歌の会	カラオケ	第2木曜	19:00～21:00	10
13	印旛囲碁サークル	囲碁	第1・3日曜	13:00～17:00	13
14	パンダクラブ	囲碁	第1・3木曜	13:00～16:00	9
15	印旛コスモス会	日本舞踊	不定期	不定期	8

印西市立本埜公民館利用サークル連絡協議会

No.	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	あやめ会	カラオケ	第1・3日曜	9:00～12:00	7
2	竹和会	尺八	第2・4木曜	14:00～16:00	7
3	どんぶりの会	陶芸	第1・3金・土曜	13:00～17:00	6
4	墨絵・水彩画サークル	墨絵・水彩画	第3木曜	13:00～17:00	3
5	本埜社交ダンスサークル	社交ダンス	第1～4火曜	13:00～16:00	6
6	エアロメグミ	エアロビクス	第2・4水曜	10:00～12:00	5
7	アンサンブルOHANA	楽器演奏	毎週日曜	9:00～13:00	11
8	ワイズ	ヘルスバレー	毎週水曜	10:00～13:00	16
9	グリーンエンジェルス	バドミントン	毎週火曜	18:00～21:00	18
10	北総太極拳サークル	太極拳	毎週火曜	9:00～12:00	11
11	ゆりの会	紙画	第1水曜	13:00～17:00	6
12	コスモス新体操クラブ	新体操	第1・3日曜	9:00～17:00	30
13	合唱サークル poco a poco	合唱	第2・4火曜	10:00～12:00	30
14	エンジェル・キッズ	お母さんと幼児 の交流	第1・3木曜	10:00～12:00	11
15	アンサンブル チャム	楽器演奏	第4木曜	10:00～12:00	6
16	印旛ヴィクトリー	バレーボール	第1土・日曜	9:00～17:00	29
17	自力整体	自力整体	第1・3土曜 第2・4火曜	10:00～13:00	12
18	ボクシングサークルNEXT-BEST	ボクシング	毎週日曜	13:00～15:00	20
19	太極鞭杆の会	太極鞭杆	第1～3金曜	9:00～12:00	9
20	白鳥の会	ちょきん運動	毎週木曜	10:00～12:00	19

### (3) 利用集計

## 公民館別利用者集計表

令和3年4月1日～令和4年3月31日

[内容別利用者数]

分類	館名	参加・利用延べ人数(人)												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
利用者総数	中央	1,301	1,565	2,125	2,256	968	1,169	1,785	1,526	1,738	1,188	1,079	1,436	18,136	
	小林	1,377	1,430	1,409	1,696	622	1,522	2,135	1,829	1,447	1,169	1,180	1,066	16,882	
	そうふけ	1,392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,761	3,153	
	印旛	281	310	354	752	159	487	2,463	847	788	290	196	459	7,386	
	本埜	1,833	761	1,154	1,014	934	877	1,347	1,241	1,247	1,084	945	900	13,337	
	合計	6,184	4,066	5,042	5,718	2,683	4,055	7,730	5,443	5,220	3,731	3,400	5,622	58,894	
利用者内訳	主催事業	中央	0	14	59	25	31	15	62	54	45	0	0	0	305
		小林	0	21	39	48	16	0	54	23	18	59	0	23	301
		そうふけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		印旛	0	11	9	73	22	14	59	0	32	9	0	0	229
		本埜	0	0	0	11	0	0	6	27	31	0	0	0	75
		合計	0	46	107	157	69	29	181	104	126	68	0	23	910
	学習室	中央	42	51	64	81	75	51	62	50	47	32	14	10	579
		小林	43	29	35	32	45	33	38	26	31	38	40	39	429
		そうふけ	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	168
		印旛	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
		本埜	0	2	1	6	4	4	0	2	0	0	3	1	23
		合計	141	82	100	119	124	90	100	78	78	70	57	162	1,201
	まつり	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そうふけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		印旛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本埜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他・サークル等	中央	1,259	1,500	2,002	2,150	862	1,103	1,661	1,422	1,646	1,156	1,065	1,426	17,252
		小林	1,334	1,380	1,335	1,616	561	1,489	2,043	1,780	1,398	1,072	1,140	1,004	16,152
		そうふけ	1,336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,649	2,985
印旛		281	299	345	679	137	471	2,404	847	756	281	196	459	7,155	
本埜		1,833	759	1,153	997	930	873	1,341	1,212	1,216	1,084	942	899	13,239	
合計		6,043	3,938	4,835	5,442	2,490	3,936	7,449	5,261	5,016	3,593	3,343	5,437	56,783	

[開館日数]

公民館名	開館日数(日)	備考
中央	292	
小林	292	
そうふけ	51	大規模改修工事に伴う休館 R3.5.1～R4.2.28
印旛	292	
本埜	292	





## (4) 条例・規則

### 印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和54年1月31日条例第2号

改正

昭和59年3月19日条例第13号  
昭和62年3月13日条例第7号  
平成2年9月17日条例第19号  
平成7年3月30日条例第14号  
平成9年3月12日条例第12号  
平成11年3月19日条例第10号  
平成14年3月6日条例第8号  
平成22年3月17日条例第92号  
平成24年3月28日条例第10号  
平成31年3月22日条例第22号

昭和60年3月25日条例第8号  
平成2年3月13日条例第12号  
平成3年9月17日条例第20号  
平成8年3月26日条例第63号  
平成10年9月29日条例第27号  
平成12年3月15日条例第9号  
平成16年3月26日条例第9号  
平成23年12月26日条例第28号  
平成25年12月19日条例第54号

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、公民館の設置及び管理並びに印西市公民館運営審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の設置)

第2条 本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央公民館	印西市大森3934番地1
印西市立小林公民館	印西市小林北五丁目1番地6
印西市立そうふけ公民館	印西市原三丁目4番地
印西市立印旛公民館	印西市瀬戸1518番地
印西市立本埜公民館	印西市中根1375番地

2 公民館の対象区域は、別に印西市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

(使用の申込み及び許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、使用申込書を第11条に規定する館長に提出し、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 公民館を使用しようとする者は、公民館の対象区域内の住民とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前2項の使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しない。

- (1) 法第23条の規定に該当する行為の使用と認めるとき。
- (2) 施設又は設備を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) その他公民館の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 法令又はこの条例その他これに基づく規則等に違反したとき。
- (2) 使用許可条件に違反したとき。
- (3) 使用に関し、館長の指示に違反し、又は使用上遵守する事項に違反したとき。

2 教育委員会は、公民館の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、許可の変更又は取消しをすることができる。

3 使用許可の取消し等により使用者が損害を生じててもその賠償の責を負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、次により算出された額の使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならない。

- (1) 公民館の施設 別表第1に掲げる額
- (2) 公民館の備品 別表第2に掲げる額

(使用料の減免)

第9条 市長が次に該当すると認める場合は、その使用料を減免することができる。

- (1) 市がその事務事業を行う場合
- (2) 国又は公共団体が市の施策に関連する事業を行う場合
- (3) 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合
- (4) 教育委員会が認めた社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う場合
- (5) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合
- (6) その他特に市長が必要と認めた場合

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第11条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。ただし、館長は、非常勤の職員をもって充てることができるものとし、その任期は、2年とする。

(公民館運営審議会の設置)

第12条 法第29条第1項の規定に基づき、印西市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、20人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

(印西町公民館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 印西町公民館条例（昭和29年条例第31号）

(2) 印西町公民館使用条例（昭和29年条例第32号）

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、印旛村公民館設置条例（昭和51年印旛村条例第8号）又は本埜村公民館の設置及び管理に関する条例（平成15年本埜村条例第14号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、編入前の条例の規定の例による。

附 則（昭和59年3月19日条例第13号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月25日条例第8号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第7号）

この条例は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則（平成2年3月13日条例第12号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 17 日 条例第 19 号）

この条例は、平成 2 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 17 日 条例第 20 号）

この条例は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日 条例第 14 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日 条例第 63 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 12 日 条例第 12 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 29 日 条例第 27 号）

この条例は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日 条例第 10 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び別表の改正規定中印西市立永治公民館に係る部分は、同年 4 月 26 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 6 日 条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日 条例第 9 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日 条例第 92 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 26 日 条例第 28 号）

（施行期日）

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定の施行日の前日までに、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により課した、又は課すべきであった印西市立印旛公民館体育館及び印西市立中央公民館宗像分館の使用に係る使用料については、同条例の規定の例による。

3 第 2 条の規定の施行日の前日までの公民館の使用に係る使用料については、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定の例による。

（準備行為）

4 第 2 条の規定による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条

例の規定による使用料の納入手続その他同条を施行するために必要な準備行為は、同条の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年3月28日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に印西市公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）である者は、引き続き改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定に基づき委嘱された委員とみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第8条）

1 印西市立中央公民館

（1時間につき）

室名	使用料
第1会議室	160円
第2会議室	160円
第3会議室	320円
学級講座室	320円
和室	320円
研修室	320円
調理実習室	430円
視聴覚室	650円
幼児室	160円
講堂	1,780円

2 印西市立小林公民館

（1時間につき）

室名	使用料
集会室 1	360円
集会室 2	180円
集会室 3	180円
和室 1	230円
和室 2	230円
工芸室	310円
調理実習室	470円
視聴覚室	590円
遊戯室	260円
ホール	950円

3 印西市立そうふけ公民館

(1時間につき)

室名	使用料
会議室	310円
研修室 1	320円
研修室 2	320円
和室	370円
創作活動室	370円
調理室	470円
視聴覚室	700円
多目的室	1,330円

4 印西市立印旛公民館

(1時間につき)

室名	使用料
第1研修室	240円
第2研修室	190円
第3研修室	260円
第4研修室	190円
和室	470円
工芸室	150円
調理実習室	510円
視聴覚室	490円
大会議室	1,420円

5 印西市立本埜公民館

(1時間につき)

室名	使用料
団体研修室 1	360円

団体研修室 2	360円
団体研修室 3	360円
団体研修室 4	360円
文化教養室	300円
情報学習室	250円
美術工芸室	300円
調理実習室 1	320円
調理実習室 2	430円
視聴覚室	800円
音楽室	600円
多目的ホール	2,170円（片面）

別表第 2（第 8 条）

品目	回数	使用料
陶芸窯	1 回	2,200円





## 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

昭和54年2月1日教育委員会規則第1号

改正

昭和54年7月5日教委規則第3号	昭和58年3月29日教委規則第1号
昭和59年3月12日教委規則第11号	昭和62年3月13日教委規則第1号
昭和63年11月7日教委規則第4号	平成元年3月20日教委規則第2号
平成2年4月16日教委規則第6号	平成2年9月12日教委規則第9号
平成3年3月22日教委規則第2号	平成4年3月25日教委規則第4号
平成6年2月7日教委規則第2号	平成6年4月1日教委規則第9号
平成8年3月1日教委規則第13号	平成10年9月29日教委規則第8号
平成11年3月19日教委規則第3号	平成13年2月22日教委規則第1号
平成13年3月29日教委規則第6号	平成15年3月26日教委規則第3号
平成17年11月10日教委規則第8号	平成18年2月13日教委規則第1号
平成22年3月17日教委規則第7号	平成23年12月26日教委規則第5号
平成24年1月20日教委規則第2号	平成27年3月23日教委規則第8号
平成29年3月21日教委規則第7号	平成30年3月26日教委規則第7号
平成31年2月15日教委規則第1号	令和3年3月26日教委規則第2号
令和3年8月17日教委規則第6号	令和3年11月19日教委規則第10号

### 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、公民館の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 条例第3条第2項に規定する公民館の対象区域は、別表のとおりとする。

(連絡調整)

第3条 印西市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）は、通常の公民館業務のほか他の公民館の連絡調整に関することを行う。

(使用許可申請)

第4条 条例第4条に規定する使用申込書は、公民館使用許可申請書（別記第1号様式）による。

2 前項の規定による公民館の使用の許可の申請は、当該公民館を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間にしなければならない。ただし、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に理由があると認めたときは、当該期間外においても当該申請をすることができる。

(使用時間数)

第4条の2 公民館を使用することができる1月当たりの時間数は16時間以内

とする。

- 2 使用日の属する月の2月前の月の16日以降の申請による公民館の使用は、前項の時間数を超えることができる。

(利用者登録による予約)

第4条の3 公民館を使用しようとする者は、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。）に基づき、あらかじめ住所、氏名その他公民館の使用に関する事項について登録（以下「利用者登録」という。）をすることができる。

- 2 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、使用の許可の申請の予約（以下「予約」という。）をすることができる。なお、予約は、利用者登録した公民館に限るものとし、1月16時間以内とする。

- 3 教育委員会は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定する。

- 4 教育委員会は、第2項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

- 5 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、教育委員会は、当該予約をした者を使用予定者として決定する。なお、随時予約は、第2項に規定する予約時間も含め1月16時間以内とする。

- 6 使用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第4条第1項に規定する申請書により、申請をしなければならない。

- (1) 第3項及び第4項の規定により使用予定者として決定された者 使用日の属する月の2月前の月の9日から15日（その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

- (2) 前項の規定により使用予定者として決定された者 使用予定者として決定された日から使用日の3日前（その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

- 7 教育委員会は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

(使用の許可)

第4条の4 教育委員会は、第4条の規定による申請が適当であると認めたときは、公民館使用許可書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(開館時間)

第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、午後9時まで開館することができる。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年始休館日 1月2日、3日及び4日

(4) 年末休館日 12月28日、29日、30日及び31日

(5) 臨時休館日 特別の事情により、教育委員会が休館を必要と認めた日（使用料減免団体）

第6条の2 条例第9条第3号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

（損害賠償）

第7条 公民館の利用者が、公民館の施設、設備及び備品を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（館長の職務）

第8条 館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、公民館の施設及び設備の管理及び保全に努めなければならない。

3 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者（以下「主任」という。）を指定する。

（職員の職及び職務）

第9条 条例第11条において公民館に置くことができる職員（館長を除く。）の職及び職務は、次のとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代理する。
副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

2 前項に掲げるもののほか、印西市職員の再任用に関する条例（平成22年条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年条例第24号）に規定する職員を置くことができるものとする。

（主任の職務）

第10条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

(事務分掌)

第11条 公民館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

指導班

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受及び発送に関する事。
- (3) 文書、帳簿の整理及び保存に関する事。
- (4) 庶務及び会計に関する事。
- (5) 資料、統計、調査及び広報に関する事。
- (6) 施設及び設備の維持及び管理に関する事。
- (7) 公民館事業の実施に関する事。
- (8) 関係機関及び各種団体との連絡に関する事。
- (9) サークル活動、グループ活動等の育成及び指導に関する事。
- (10) 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関する事。
- (11) 有料公園施設、文化ホール、中央駅前地域交流館、地域福祉センター及び老人福祉センターの使用手続に関する事。
- (12) その他社会教育活動に関する事。

(臨時又は非常勤の職員)

第12条 公民館には、第9条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(事業計画及び事業報告)

第13条 館長は、年2回、事業計画及びその実施状況を教育委員会及び印西市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

(公民館運営審議会)

第14条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集し、主宰する。

- 2 定例会は、年2回招集とし、臨時会は、必要の都度招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第16条 審議会の庶務は、中央公民館において処理する。

(事務処理)

第17条 公民館における事務処理については、印西市教育委員会事務局の取扱いの例による。

- 2 館長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 開館及び閉館時刻の変更に関する事項
- (2) 使用許可に関する事項
- (3) 使用者の申請に基づく使用の取消し及び変更の承認に関する事項  
(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則 (昭和54年7月5日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の印西町立公民館の管理及び運営に関する規則の規定は、昭和54年7月1日から適用する。

附 則 (昭和58年3月29日教委規則第1号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月12日教委規則第11号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月13日教委規則第1号)

この規則は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則 (昭和63年11月7日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月20日教委規則第2号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月16日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年9月12日教委規則第9号)

この規則は、平成2年10月15日から施行する。

附 則 (平成3年3月22日教委規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日教委規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月7日教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日教委規則第9号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月1日教委規則第13号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月29日教委規則第8号)

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月26日から施行する。

附 則 (平成13年2月22日教委規則第1号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日教委規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月10日教委規則第8号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年2月13日教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第4条の2第1項に規定する利用者登録は、この規則の施行前に予約規則の規定により行うことができる。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可は、この規則による改正後の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可とみなす。

附 則（平成22年3月17日教委規則第7号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年12月26日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月20日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 前項の規定にかかわらず、中央駅前地域交流館の使用に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年3月23日教委規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日教委規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日教委規則第6号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年11月19日教委規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立図書館設置条例施行規則、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び印西市文化財保護条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別表(第2条)

名称	対象区域
印西市立中央公民館	木下小学校区 大森小学校区
印西市立小林公民館	小林小学校区 小林北小学校区
印西市立そうふけ公民館	高花小学校区 西の原小学校区 原小学校区 船穂小学校区 木刈小学校区 内野小学校区 原山小学校区 小倉台小学校区 牧の原小学校区
印西市立印旛公民館	六合小学校区 平賀小学校区 いには野小学校区
印西市立本埜公民館	本埜小学校区 滝野小学校区

別記

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)





### 3 地域交流館

#### (1) 事業報告

中央駅前地域交流館

#### (2) 利用団体一覧

中央駅前地域交流館利用団体懇話会

#### (3) 利用者集計

中央駅前地域交流館利用者集計表

#### (4) 条例・規則

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則



## (1) 事業報告

# 中央駅前地域交流館



(1号館)

(2号館)



### 【運営方針】

中央駅前地域交流館は、市民の交流機会の創出、自発的な学習活動を促進し健全で生き生きとした市民生活の形成に寄与することを目的とした施設である。

市民の相互交流の機会の提供、学習活動の機会の提供、子育て支援、児童健全育成事業等を企画し、自ら学ぶ機会や活動を促進支援し、子どもから大人までの市民の様々な学習ニーズに応えられるよう、人と人を結ぶ身近な施設として様々な事業を展開している。

### 【施設概要】

名称：印西市立中央駅前地域交流館

所在地：印西市中央南1-2

開館：平成24年4月1日

敷地面積：7,559㎡

延床面積：1号館 2,499㎡

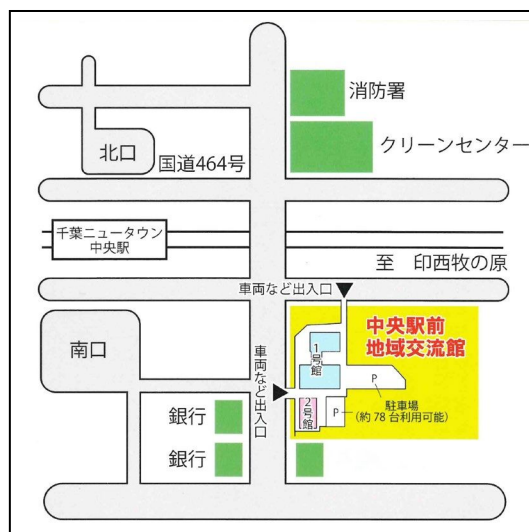
2号館 1,860㎡

構造：鉄筋コンクリート

1号館2階建て

2号館3階建て

駐車台数：111台



## 《令和3年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「こども対象事業」15事業、「おとな対象事業」8事業、「共催事業」1事業を計画した。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、令和3年度は、「子ども対象事業」のうち1事業、「大人対象事業」のうち1事業を中止し、事業内容の変更等はあるが、概ね計画通りに事業を実施した。

また、個人学習支援事業として学習室を開放したが、やはり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、定員16人のところ定員8人に縮小して学習の場の提供を行った。さらに、毎年、中央駅前地域交流館利用団体懇話会が主体となって開催していた「交流館まつり」もコロナの影響から、令和2年度に引き続き中止となった。

施設利用者の推移については、令和元年度103,079人、令和2年度37,454人、令和3年度は52,732人という状況となっている。

## 《主催事業》

### 【わくわく探検隊】

ねらい…学区、学年を超えて友情の輪を広げ、スポーツや工作などを一緒に体験することにより、自立性・自主性・協調性を学び、考える心を育む。

対象等…小学4年生～6年生、〔定員〕15人、〔参加〕15人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	5月29日(土)	開講式、オリエンテーション	職員
2	7月10日(土)	レクリエーション「ドラムピース」	生涯学習課職員
3	8月21日(土)	ものづくり体験「アロマバスボム作り」	小作真佐美
4	10月2日(土)	デイキャンプ(台風により中止)	生涯学習課職員
5	11月6日(土)	みんなで一緒に体を動かそう	職員
6	12月4日(土)	万華鏡・リース作り、閉講式	職員

### ＜講座を終えて＞

新型コロナウイルス対策により、宿泊研修を中止するなど事業内容等を見直した。普段、家庭や学校で体験できないことを行うことで思い出づくりにもなり、また、他学区、他学年の児童同士による活動により協調性を養うこともできた。デイキャンプについては台風16号の影響を考慮し、事前に中止決定を行った。

## 【科学あそび】

ねらい…子どもたちに身近な科学の楽しさや関心を持ってもらうため、実験や工作を行い、夏休みの自由研究のヒントにもつなげられるようにする。

対象等…小学4年生～6年生、〔定員〕15人、〔参加〕14人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	8月18日(水)	ビニールの傘袋を使ってロケットを作ろう	千葉市科学館職員

### <講座を終えて>

千葉市科学館の職員を講師に迎えて実施した。傘袋に空気を入れる際、上手く入らずすぐに抜けてしまったが、講師からさっと空気が入る方法を教えてもらい、上手に空気を入れることができた。

ロケット本体に、空気抵抗用の羽や重りを付ける際もバランスをとることなどの指導を受け、熱心に作成し完成させていた。最後に上手く飛ばすことができるか、誰が一番飛ばせるかを競った。広いレクリエーションホールで実施したため、子どもたちは、身体を動かしながら科学の楽しさを実感していた。

## 【親子であそぼう】

ねらい…親子で遊べる場を提供し、子どもと親の健やかな育ちを支援していく。子育てに関する情報交換の場、親子共に友達づくりの場とする。

対象等…乳幼児と保護者、〔定員〕各時間枠8組、〔参加〕延べ5,954人

①10:00～11:30 ②13:00～14:30 ③15:00～16:30

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	通年	子育てルーム事業 たけのこタイム(身体測定)、親子ふれあい遊び、絵本読み聞かせ、中庭開放(7～9月・12～3月は休止)	職員

### <講座を終えて>

①の時間枠(午前中)の利用が多かった。たけのこタイムは毎月、歌や手遊びを変えて行ったことで、これを楽しみに来館する親子もいて、喜んで参加してくれていた。

初来館の方も多く、利用者の幅も広がり、子育て親子のよい交流の場になった。

## 【季節のおもちゃ箱】

ねらい…季節の行事や伝承行事をテーマに、制作あそびやダンス、おはなしなどを地域の親子と一緒に楽しみ季節を感じる。

対象等…乳幼児と保護者、〔定員〕各8組～20組、〔参加〕延べ259人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	4月15日(木)	こどもの日	職員
2	5月18日(火)	いちごであそぼう	職員
3	6月11日(金)	雨ふりを楽しもう	職員
4	7月2日(金)	七夕	職員
5	8月18日(水)	夏のあそびを楽しもう	職員
6	9月15日(水)	敬老の日のカード作り	職員
7	10月27日(水)	ハロウィン	職員
8	11月18日(木)	秋の宝ものをさがしましょう	職員
9	12月8日(水)	クリスマスコンサート	カラフルスタイル
10	1月13日(木)	お正月あそび	職員
11	2月2日(水)	豆まき	職員
12	3月2日(水)	ひなまつり	職員

### <講座を終えて>

人気の事業ですぐに定員に達してしまう状況であった。季節を感じられる内容のため、何度も参加する親子もいた。

## 【お誕生児集まれ】

ねらい…その月の誕生日児を祝い、アトラクションを見たり記念写真を撮ったりして過ごしながらか成長を喜び合う。

対象等…その月の誕生日児とその保護者、〔定員〕各8組、〔参加〕延べ151名

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	毎月1回 全12回	誕生児紹介、アトラクション、記念撮影等	職員

### <講座を終えて>

月によって参加人数にはばらつきがあるが、子どもの成長を喜び合うことができている。特に、初めての誕生日(1歳)の保護者には、よい記念となっていた。

## 【おさんぽに行こう】

ねらい…季節の変化や身近な自然に触れながら、親子や地域の友達と一緒に楽しいひと時を過ごす。

対象等…乳幼児と保護者、〔定員〕各15組、〔参加〕延べ30人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	10月19日(火)	秋のおさんぽ(雨天により中止)	職員
2	3月15日(火)	春のおさんぽ	職員

<講座を終えて>

「秋のおさんぽ」は雨天により中止となってしまい、季節を感じながら楽しいひと時を過ごすことができなかった。

## 【公園であそぼう】

ねらい…近隣の公園に出向き、野外で、親子で楽しめる遊び(リズム遊びや運動遊び、お話シアター、簡単工作等)を提供し、親子で楽しむ。在宅親子に対して、「子育てルーム」の存在や機能を知らせていき、行ってみようとするきっかけづくりとし、親しみを持ってもらう。

対象等…幼児と保護者、〔参加〕延べ121人

プログラム

回	日程	内容	講師等
1	4月21日(水)	スタンプラリー	職員
2	5月20日(木)	ミニ運動会	職員
3	11月5日(金)	秋の自然を楽しもう	職員

<講座を終えて>

第1回、第2回とも天候に恵まれ、多くの参加があった(現地集合・解散の自由参加)。花の丘公園で親子ともに楽しむことができ、「子育てルーム」の存在や機能についても周知することができた。

## 【にこにこハッピー】

ねらい…親子で一緒に歌や手遊び、リズム遊び、簡単製作等を通して遊ぶことの楽しさを味わう。また、同年齢の親子の関わり、友達を作ったり保護者同士の情報交換をしたりする場として活用してもらう。

対象等…1歳未満児と保護者、〔定員〕各8組、〔参加〕延べ77人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	6月23日(水)	タオルあそび	職員
2	10月15日(金)	運動あそび	職員
3	12月17日(金)	リズムあそび	職員
4	3月9日(水)	おかいものごっこ	職員

### <講座を終えて>

同学年の子を持つ親同士のよい交流の場になった。また、年齢に合わせた内容のあそびがあるため、子どもの成長を感じながら親子で楽しさを共有することができた。

## 【すこやかキッズ】

ねらい…親子で一緒に歌や手遊び、リズム遊び、簡単製作等を通して遊ぶことの楽しさを味わう。また、同年齢の親子の関わり、友達を作ったり保護者同士の情報交換をしたりする場として活用してもらう。

対象等…2歳児と保護者、〔定員〕各8組、〔参加〕延べ26人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	6月16日(水)	タオルあそび	職員
2	10月7日(木)	運動あそび	職員
3	12月16日(木)	リズムあそび	職員
4	3月9日(水)	おかいものごっこ	職員

### <講座を終えて>

幼稚園入園前の子どもを対象とした事業であるが参加者が少なく、ねらいとしている情報交換の場にするのは難しかった。

## 【ゆうぎ室であそぼう】

ねらい…体を動かして遊べるよう、親子でのびのびと過ごせる場を提供する。

対象等…乳幼児と保護者、〔定員〕各8組、〔参加〕延べ304人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	毎月2回 全22回 (8月を除く)	乗用玩具、すべり台、トンネル、ボールなど使い身体を動かして遊ぶ。	職員



<講座を終えて>

「子育てルーム」とは違った身体を動かしたあそびができるため、人気のある事業となっている。

## 【児童ルームであそぼう】

ねらい…子どもが安心できる遊び場、学習の場を提供する。他学区・他学年の子ども同士が交流できる場を提供して、友達づくりのきっかけをつくる。様々な遊びに自発的に取り組めるよう支援する。

対象等…小学生～18歳未満、〔定員〕各時間枠20人、〔参加〕延べ2,246人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	通年	児童ルーム、学習コーナー、図書コーナーの開放	職員

<講座を終えて>

一人でも楽しめるゲームや机上あそびを取り入れるなど、様々な遊びを提供していく中で、子どもたちは工夫して遊びを発展させ楽しんでいる。

## 【あそびのポケット&スペシャル】

ねらい…簡単な工作や手芸、実験遊びを行い、交流館を知るきっかけをつくる。簡単で身近な素材を使って、家庭ではあまり経験のできないことを体験しながら、他学区・他学年の子どもたちとの交流も楽しむ。

対象等…小・中学生、〔定員〕各8～10人、〔参加〕延べ81人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	5月22日(土)	【スペシャル】バスボム作り	小作真佐美
2	6月12日(土)	メッセージボード作り	職員
3	7月17日(土)	シースルーうちわ作り	//
4	8月4日(水)	【スペシャル】ドラムサークル	生涯学習課職員
5	10月16日(土)	万華鏡作り	職員
6	11月20日(土)	【スペシャル】運動あそび	保育課職員
7	12月11日(土)	【スペシャル】スクラップブック作り	小池こず恵
8	2月12日(土)	絵手紙	職員
9	3月5日(土)	【スペシャル】アロマジェルポット作り	小作真佐美

<講座を終えて>

毎回「たけのこ」（中央駅前地域交流館の子育てルーム・児童ルームだより）におい

て募集を行っているが、小学生への周知が難しい状況である。身近な素材を使った工作や普段体験できないドラムサークルを行う中で、子どもたちの交流が図られているので、今後より多くの児童が参加できるよう周知方法を工夫したい。

## 【レクホールであそぼう】

ねらい…レクホールでバドミントン、ボールなどの遊具を提供し、安全な環境で思い切り体を動かせる場を提供する。運動あそびを通し、他学区・他学年との交流を図る。

対象等…小・中学生、〔定員〕各25人、〔参加〕延べ49人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	毎月1回全10回 (9月11月を除く)	みんなで体を動かして楽しもう	職員

### <講座を終えて>

毎月「たけのこ」で周知を図っているが、コロナの影響もあり利用者は少なかった。安全な環境の中で、思い切り体を動かせる運動あそびを行っている。

## 【書き初め広場】

ねらい…冬休みの課題である書初めを講師指導のもと書きあげる。書道に対する関心を深めるとともに、他学区・他学年の子と一緒に交流を深めていく場を提供する。

対象等…小・中学生、〔定員〕16人、〔参加〕11人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	12月25日(土)	書き初め	蟹江晶子

### <講座を終えて>

1時間という短い時間ではあるが、皆集中して取り組むことができ、作品を書き上げて達成感を味わうことができた。

## 【はつらつクラブ】

ねらい…運動、自然観察、歴史探索など様々な体験を通して、心と体で楽しくふれあい、生きがいづくり、仲間づくりのきっかけにする。

対象等…20歳以上の市民、〔定員〕15人、〔参加〕15人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	6月24日(木)	開講式、アロマジェルポット作り	小作真佐美
2	7月15日(木)	印旛歴史民俗資料館見学	資料館職員
3	9月16日(木)	健康体操	高齢者福祉課職員
4	10月28日(木)	防災の備え〔食事編〕	健康増進課職員
5	11月18日(木)	陶芸体験	陶芸1班
6	1月20日(木)	印西観光インフォメーション、閉講式	商工観光課職員

### <講座を終えて>

新型コロナウイルス対策により、遠方への館外学習や飲食を伴う講座ができなくなり、事業選択に苦慮した。年間を通して同じメンバーで普段の生活ではなかなか体験できないことを行う中で、仲間づくり、生きがいつくりにつながった。

## 【印西新発見バスツアー】

ねらい…市内の旧跡等を見学し、自分たちのまちで新たな発見や歴史を学び、ふるさと印西を見つめてもらう。印西の良さを新たに実感することを目的とする。

対象等…20歳以上の市民、〔定員〕10人、〔参加〕10人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	9月29日(水)	松虫寺・印旛沼公園	松虫寺住職 生涯学習課職員

### <講座を終えて>

緊急事態宣言中での実施となったため、定員を減らすなど感染症対策を徹底した。松虫寺では、住職による松村寺伝説や、33年毎に開帳する木造薬師如来像などの話に真剣に耳を傾けていた。印旛沼公園では、師戸城跡の公園を現在の地図と中世の概略図を見比べながら城の役割等についての説明を受けた。参加者からは「印西にはこんないいところがあったのか」と市の魅力の発見につながり好評であった。

## 【体験講座 苔玉づくり・しめ縄づくり】

ねらい…室内で楽しめる苔玉をつくり、身近にある植物に親しむとともに苔の魅力を知る。また、わらにより正月飾りを作りながら、伝統的風習の意味や慣わしなどに触れる。

対象等…20歳以上の市民、〔定員〕各12人、〔参加〕しめ縄：10人、苔玉：11人

## プログラム

回	日程	内容	講師等
1	11月26日(金)	しめ縄づくり	豊田光信
2	1月27日(木)	苔玉づくり	奥田利風

### <講座を終えて>

普段の生活ではなかなかできないことを体験しながら、新たな魅力や伝統慣わしに触れることができた。しめ縄づくりでは、湿ったわらを編んで行くために、かなりの力が必要で苦勞している参加者が見受けられたが、講師のサポートにより手づくりのしめ縄が完成し、参加者からは良い年を迎えたいとの声もあった。苔玉づくりでは、花に関する講話もあり、参加者は興味津々で意欲的に取り組んでいた。一連の工程を覚えられなかった参加者も見受けられたが、講師が参加者のもとを周りながら和やかな雰囲気を実施することができ、皆立派な苔玉が完成し満足していた。

## 【ベビーマッサージ】

ねらい…低年齢向けに子育てルームの利用のきっかけとなるような事業を行う中で、親子でふれあいながら遊ぶことの楽しさを感じ、また、利用者同士が地域に友達を作る場とする。

対象等…3か月～10か月の乳児とその保護者、〔定員〕各8組、〔参加〕延べ81人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	4月20日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子
2	6月22日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子
3	9月28日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子
4	11月13日(土)	パパのベビーマッサージ	安藤敬子
5	1月18日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子
6	2月15日(火)	ベビーマッサージ	安藤敬子

### <講座を終えて>

マッサージに反応し気持ち良さを感じて眠ってしまう子も多く、マッサージを行っている母親もうれしそうであった。子育て相談では、みんなで共感しあえるものも多く、有意義な内容となっている。

## 【ベビードダンス】

ねらい…低年齢向けに子育てルームの利用のきっかけとなるような事業を行う中で、親子でふれあいながら遊ぶことの楽しさを感じ、また、利用者同士が地域に友達を作

る場とする。

対象等… 3か月～1歳の乳児とその保護者、〔定員〕各8組、〔参加〕延べ25人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	6月9日(水)	ベビーダンス	柳由美子
2	1月26日(水)	ベビーダンス	柳由美子

<講座を終えて>

子どもを抱いてスキンシップを図りながらリズムカルに踊ることにより、運動不足解消やリフレッシュすることができ、子どもも気持ちよさそうだった。腰の高い位置での抱っこの仕方を教えてもらい、参加者からは「楽になった」と好評であった。

## 【親子エクササイズ】

ねらい…低年齢向けに子育てルームの利用のきっかけとなるような事業を行う中で、親子でふれあいながら遊ぶことの楽しさを感じ、また、利用者同士が地域に友達を作る場とする。

対象等… 1～2歳未満の乳児とその保護者、〔定員〕各8組、〔参加〕延べ32人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	6月25日(金)	親子エクササイズ	土井さやか
2	10月22日(金)	親子エクササイズ	土井さやか
3	12月10日(金)	親子エクササイズ	土井さやか

<講座を終えて>

ストレッチをすることで身体をほぐすことができ、参加者からは「とても楽しかった。毎月開催してほしい。」などの声があり、とても好評であった。

## 【母親講座】

ねらい…趣味的な講座でリフレッシュしたり、子育て講座で子育ての知識を得たり悩みを共有したりする中で、子育てを楽しめるようにしていく。

対象等…未就学児を持つ保護者、〔定員〕各5～8組、〔参加〕延べ92人  
プログラム

回	日程	内容	講師等
1	4月16日(金)	アロママスクスプレー	小作真佐美
2	7月14日(水)	子どもの健康管理	保育園職員
3	8月25日(水)	歯みがき教室	健康増進課職員

4	9月29日(水)	スクラップブック	小池こず恵
5	12月2日(木)	ロゼットづくり	佐藤公子
6	1月14日(金)	離乳食講座	保育課職員
7	2月25日(金)	産後ママのストレッチピラティス	土井さやか

#### <講座を終えて>

「子どもの健康管理」では、参加者全員が積極的に質問し、悩みを共有しながら対応策を知ることができた。「歯みがき教室」では、歯に関する情報も多く興味深い内容で、具体的なアドバイスをもらうこともでき好評であった。「アロママスクスプレー」、「スクラップブック」、「産後ママのストレッチピラティス」は母親のリフレッシュにつながった。

### 【育児相談】

ねらい…子育てルームに来館した親子の子育て・育児に関する相談体制を整え、安心して発達状況や健康面の相談ができるようにする。また、家庭や母親の情緒面に支援が必要と判断した場合には、各関係機関と連携、協力を図り、支援の輪を広げていく。

対象等…未就学児を持つ保護者、〔参加〕延べ70人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	通年	育児相談	職員
2	月1回(全12回)	子育てコンシェルジュによる移動相談	子育てコンシェルジュ

#### <講座を終えて>

子育てルームの各事業内において、気軽に相談できる雰囲気を作り、相談を受けている。月1回の子育てコンシェルジュによる相談も行っているが、保育園の入園についての相談が多い状況となっている。

### 【憩いの家開放事業】

ねらい…カラオケや高齢者クラブの会合など高齢者の憩いの場やレクリエーションの場として提供することで、生きがいつくり、仲間づくりのきっかけにする。

対象等…60歳以上の市民、〔参加者〕延べ1,030人

#### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	通年	憩いの家の開放	—

<講座を終えて>

憩いの家のカラオケ設備を開放し、高齢者のレクリエーションの場を提供した。新型コロナウイルス対策として、入室人数の制限、座席及び歌唱場所の指定、マスク着用での歌唱、マイクの消毒等、感染防止対策の徹底に努めた。なお、緊急事態宣言発令中は、カラオケ設備の利用を中止した。

## 【ものづくり講座（印西おもちゃの病院と共催）】

ねらい…子どもたちのものづくり活動を通して、アイデアを具体化する技術能力や創造性を育む。

対象等…小学4年生～6年生、〔定員〕13人、〔参加〕13人

### プログラム

回	日程	内容	講師等
1	5月2日（日）	開講式 工作の基礎を学ぼう、各種工具の使い方 「紙コプター」	印西おもちゃの病院
2	6月6日（日）	「手づくりモーター」	印西おもちゃの病院
3	7月4日（日）	発電の仕組み「手まわし発電機」	印西おもちゃの病院
4	8月1日（日）	モーターを使った工作「気まぐれアシカの輪投げゲーム」	印西おもちゃの病院
5	9月5日（日）	磁石を使ったからくり工作「ゆらゆら UFO を作ろう」	印西おもちゃの病院
6	10月3日（日）	モーターを使った工作「プロペラカーを作ろう」	印西おもちゃの病院
7	11月7日（日）	「プロペラ飛行機」	印西おもちゃの病院
8	12月5日（日）	「ゲルマニュームラジオ」	印西おもちゃの病院
9	1月9日（日）	「子供用折りたたみ椅子」	印西おもちゃの病院
10	2月6日（日）	「簡単な工作」 修了式	印西おもちゃの病院

<講座を終えて>

皆熱心に取り組むことができ好評であった。当日参加できなかった子どもについては、次回までの間に補講を行い、進捗状況に差が出ないように対応していただいた。年間を通して様々なテーマを受講することで、工具の使い方などの技術やモーター・磁石などの原理を習得し、アイデアや創造性を豊かにすることができた。

## 《講座の様子》

▼わくわく探検隊 ドラムサークル



▼科学あそび 傘袋を使ってロケットを作ろう



▼はつらつクラブ 健康体操



▼ものづくり講座 折りたたみ椅子



▼印西新発見バスツアー 松虫寺



▼体験講座 苔玉づくり





## 《団体育成事業》

利用サークル等が自主的かつ円滑に活動できるよう指導・援助を行った。

また、「中央駅前地域交流館利用団体懇話会」については、会の自主性を重んじながら円滑な運営ができるよう、指導・支援を行っているが、加入団体数が減少傾向となっている（現在 34 団体で構成）。会員の高齢化等により運営が難しくなっているサークルが見受けられるため、会員確保に向けた支援を行っている。

交流館まつりについては、新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により中止となった。

## 《個人学習支援事業》

講座室を個人学習室として開放し、学習の場を提供することで、交流館をより身近な施設として感じてもらえるようにする。また、学習機会の提供により、利用の少ない青年層の利用促進を図った。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として学習室の定員を 16 名から 8 名に削減して学習の場の提供を行った。

## 《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、地域の団体、福祉関係団体等に学習、会議及び交流の場を提供した。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、各部屋の定員は通常の 5 割、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等 3 密対策を講じながら利用することとした。



## (2) 利用団体一覧

### 中央駅前地域交流館利用団体懇話会

No.	団体名	活動内容	活動日曜	活動時間	会員数
1	アネモネの会	絵画	毎週火曜	9:00~13:00	6
2	創の会	絵画	第2・3・4木曜	9:00~13:00	12
3	ひまわり書道会	書道	第1・3金曜	10:00~11:30	22
4	印西刻字愛好会	刻字	第1・3土曜 第2・4水曜	13:00~17:00 9:00~12:00	5
5	陶芸1班	陶芸	第1木・3金曜	9:00~17:00	10
6	陶芸3班	陶芸	第2・4土曜	13:00~21:00	8
7	陶芸4班	陶芸	第2・4金曜	9:00~17:00	16
8	陶華	陶芸	第1・2・3・5 土曜	9:00~13:00	13
9	中央こでまり会	茶道(裏)	第1・3水曜	9:00~14:00	11
10	印謡会	謡曲	第1木曜 第3日曜	13:00~17:00	19
11	印西ゆめ太鼓	和太鼓	毎週日曜	9:00~13:00	21
12	詩吟藤乃会	詩吟	第1~4金曜	13:00~16:00	12
13	千葉ニュータウン・フォーク ソング・ヴィレッジ	フォークギター	第2・4土曜	13:00~17:00	25
14	千葉ニュータウン混声合唱団	合唱	毎週日曜	13:00~17:00	31
15	大正琴サークル 菊琴の調べ	大正琴	第2・4水曜	13:00~17:00	6
16	手つなぎの会	手話	第1~4火曜	10:00~12:00	31
17	スポーツダンス中央	社交ダンス	第1~4日曜	13:00~17:00	11
18	どんぐり社交ダンス	社交ダンス	第1~4木曜	13:00~15:00	11
19	千葉ニュータウン スクエアダンスサークル	スクエアダンス	第1~4土曜	13:00~17:00	36
20	輪舞曲(ロンド)	社交ダンス	第1~4日曜	11:00~13:00	17

No.	団体名	活動内容	活動日曜	活動時間	会員数
21	ヘルシー・コスモス・サークル	エアロビクス	第1～4金曜	9:00～11:00	11
22	シルバーダックス	卓球	毎週水曜・金曜	13:00～15:00	61
23	スマッシュクラブ	卓球	毎週火曜	9:00～11:00	37
24	卓水クラブ	卓球	毎週水曜 毎週土曜	18:00～21:00 17:00～21:00	41
25	フレッシュクラブ	インディアカ	毎週火曜	14:00～17:00	14
26	ラケット	バドミントン	毎週土曜	10:00～13:00	8
27	CBC	バドミントン	第1～4金曜	15:00～17:00	17
28	気功サークル	気 功	第1～4水曜	11:00～13:00	13
29	千葉ニュータウン太極拳同好会	太極拳	毎週日曜	9:00～11:00	17
30	太極拳火曜会	太極拳	毎週火曜	11:00～13:00	28
31	ストレッチフレッシュ	健康体操	第1～4木曜	15:00～17:00	34
32	ストレッチ体操サークル	健康体操	第1～4木曜	9:00～11:00	52
33	リズムミック・カンフー千葉NTクラブ	健康体操	第1～4木曜	11:00～13:00	7
34	木刈親子読書会	読書会	第1 水曜 第2・3水曜 第2 木曜 第3 土曜	10:00～12:00 16:00～18:00他	50

### (3) 利用集計

## 中央駅前地域交流館利用者集計表

令和3年4月1日～令和4年3月31日

[内容別利用者数]

分類	参加・利用延べ人数(人)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用者総数	4,109	3,832	5,581	4,005	3,373	4,066	4,801	5,750	4,887	4,871	3,156	4,301	52,732	
利用者内訳	主催事業	940	958	1,103	999	722	644	1,064	906	893	882	866	951	10,928
	学習室	41	65	69	55	117	80	64	43	81	55	66	79	815
	まつり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他・サークル等	3,128	2,809	4,409	2,951	2,534	3,342	3,673	4,801	3,913	3,934	2,224	3,271	40,989

[開館日数]

開館日数(日)	備考
292	

[公民館等総計]

分類	参加・利用延べ人数(人)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用者総数	10,293	7,898	10,623	9,723	6,056	8,121	12,531	11,193	10,107	8,602	6,556	9,923	111,626	
利用者内訳	主催事業	940	1,004	1,210	1,156	791	673	1,245	1,010	1,019	950	866	974	11,838
	学習室	182	147	169	174	241	170	164	121	159	125	123	241	2,016
	まつり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他・サークル等	9,171	6,747	9,244	8,393	5,024	7,278	11,122	10,062	8,929	7,527	5,567	8,708	97,772



## (4) 条例・規則

### 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

平成23年12月12日条例第21号

改正

平成25年12月19日条例第56号

平成31年3月22日条例第23号

令和3年6月28日条例第22号

### 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、印西市立中央駅前地域交流館（以下「地域交流館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民の交流機会の創出、自発的な学習活動等を促進し、もって、健全で生き生きとした市民生活の形成に寄与するため、地域交流館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 地域交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央駅前地域交流館	印西市中央南一丁目2番地

(業務)

第4条 地域交流館の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の相互交流の機会の提供に関すること。
- (2) 市民の自発的な学習活動の機会の提供に関すること。
- (3) 児童の健全な遊びの場の提供に関すること。
- (4) 乳幼児の保護者及び妊産婦に対する子育て支援に関すること。
- (5) 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の場の提供に関すること。
- (6) その他地域交流館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(開館時間)

第5条 地域交流館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、午後9時まで開館することができる。

(休館日)

第6条 地域交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 定期休館日 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年始休館日 1月2日から1月4日まで

- (4) 年末休館日 12月28日から12月31日まで
- (5) 臨時休館日 特別の事情により教育委員会が必要と認めた日  
(職員)

第7条 地域交流館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第8条 地域交流館の施設又はその備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域交流館の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 感染性の病気にかかっていると認められるとき。
- (5) 許可なく物品の販売その他これに類する営利行為を行うと認められるとき。
- (6) 特定の宗教の利害に関することその他これに類する行為を行うと認められるとき。
- (7) 特定の政党の利害に関することその他これに類する行為を行うと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域交流館の管理運営上不適当と認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、第8条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他施設等の管理上やむを得ない事情が生じたとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める額により算定された額の使用料を納入しなければならない。

- (1) 地域交流館の施設 別表第1に掲げる額



(2) 地域交流館の備品 別表第2に掲げる額  
(使用料の減免)

第13条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市がその事務事業を行う場合

(2) 団体が市長又は教育委員会の承認を得て共催により又は後援を受けて使用する場合

(3) 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(4) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(5) 市内に所在地を有する社会教育関係団体で、教育委員会が認めたものがその目的を達成するための事業を行う場合

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 地域交流館に係る使用の許可申請、使用の許可、使用料の納入手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(印西市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 印西市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(印西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 印西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(印西市立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 印西市立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年12月19日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月28日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による指定管理者の指定、施設等の利用に係る申請及び許可、利用料金の納入手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第12条）

（1時間につき）

室名	使用料
レクリエーションホール	2,010円
視聴覚室	620円
調理実習室	530円
工芸室1	340円
工芸室2	220円
会議室1	330円
会議室2	330円

会議室 3	150円
会議室 4	270円
会議室 5	430円
和室	290円
展示室	160円

別表第 2 (第12条)

(1回につき)

品目	使用料
陶芸窯	2,200円



# 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年1月20日教育委員会規則第1号

改正

平成30年3月26日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第3号  
令和3年8月17日教委規則第7号 令和3年11月19日教委規則第10号  
令和3年11月19日教委規則第12号

## 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）第16条の規定により、印西市立中央駅前地域交流館（以下「地域交流館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 条例第2条の設置目的を達成するため、地域交流館の施設及びその備品（以下「施設等」という。）を市民交流の推進に供するとともに、次のとおり活用する。

- (1) 交流ホール、レクリエーションホール、視聴覚室、和室、会議室、工芸室、調理実習室、講座室、展示室及び陶芸窯 市民交流又は自発的学習の場の提供
- (2) 遊戯室、学習コーナー、図書コーナー及び子育てルーム 児童の健全育成及び子育て支援の提供
- (3) ふれあいの部屋及び憩いの家 高齢者の憩いの場の提供

(使用期間)

第3条 地域交流館の施設等を引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が支障がないと認めたときは、この限りではない。

(使用の申請)

第4条 条例第8条に規定する地域交流館を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、印西市立中央駅前地域交流館使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による使用許可申請書の提出期間は、施設等を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までとする。ただし、教育委員会が特に理由があると認めたときは、当該期間外においても当該申請をすることができる。

(使用時間数)

第4条の2 地域交流館を使用することができる1月当たりの時間数は16時間以内（第2条第1号に規定するレクリエーションホールにあつては8時間以内）とする。

2 使用日の属する月の2月前の月の16日以降の申請による地域交流館の使用は、前項の時間数を超えることができる。

(利用者登録による予約)

第5条 申請者は、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。）に基づき、あらかじめ住所、氏名その他地域交流館の使用に関する事項について登録（以下「利用者登録」という。）をすることができる。

2 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、使用の許可の申請の予約（以下「予約」という。）をすることができる。なお、予約は、地域交流館に限るものとし、1月16時間以内（第2条第1号に規定するレクリエーションホールにあっては8時間以内）とする。

3 教育委員会は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき地域交流館の施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定する。

4 教育委員会は、第2項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき地域交流館の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

5 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、教育委員会は、当該予約をした者を使用予定者として決定する。なお、随時予約は、第2項に規定する予約時間も含め、1月16時間以内（第2条第1号に規定するレクリエーションホールにあっては8時間以内）とする。

6 使用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第4条第1項に規定する申請書により、申請をしなければならない。

(1) 第3項及び第4項の規定により使用予定者として決定された者 使用日の属する月の2月前の月の9日から15日（その日が条例第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

(2) 前項の規定により使用予定者として決定された者 使用予定者として決定された日から使用日の3日前（その日が条例第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

7 教育委員会は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

(使用の許可)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による申請が適当であると認めたときは、印西市立中央駅前地域交流館使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(専有をしない場合)

第7条 第2条第2号及び第3号の施設を使用する者で、その施設を専有しな

い場合は、来館時に使用する施設名、氏名、住所及び連絡先を記入すること。

(使用の取消及び変更の届出)

第8条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、地域交流館の使用を取消し、又は変更しようとするときは、使用許可書を添えて印西市立中央駅前地域交流館使用取消(変更)届出書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を承認したときは、印西市立中央駅前地域交流館使用取消(変更)承認書(別記第4号様式)を使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、条例第10条の規定により地域交流館の使用許可を取消し、又は使用を停止させたときは、印西市立中央駅前地域交流館使用取消(停止)通知書(別記第5号様式)により使用者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第10条 使用者は使用料を第6条の規定による使用許可書の交付を受ける際に納入するものとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第13条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、印西市立中央駅前地域交流館減免申請書(別記第6号様式)を教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、印西市立中央駅前地域交流館減免承認書(別記第7号様式)を使用者に交付するものとする。

3 条例第13条第1項第3号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

(使用料の還付)

第12条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育委員会が管理上その他やむを得ない理由により使用を停止し、又は使用の許可を取り消した場合 全額

(2) 天災その他使用者の責によらない理由により使用できない場合 全額

(3) 使用日の7日前までに使用の取消しを申し出て市長の承認を得た場合 半額

(館長の職務)

第13条 館長は、上司の命を受け、地域交流館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者(以下「主任」という。)を指定する。

(職員の職及び職務)

第14条 条例第7条において地域交流館に置くことのできる職員(館長を除く。)の職及び職務は、次のとおりとする。

職	職務
副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
主任主事 主事	上司の命を受け、事務を掌る。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
主任児童厚生員 児童厚生員	上司の命を受け、児童の自主性・社会性の育成を目的として児童の遊びを指導する。
主任保育士 保育士	上司の命を受け、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導及び子育てに関する相談業務を行う。

2 前項に掲げるもののほか、印西市職員の再任用に関する条例（平成22年条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年条例第24号）に規定する職員を置くことができるものとする。

（主任の職務）

第15条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

（事務分掌）

第16条 地域交流館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

指導班

- （1） 公印の保管に関すること。
- （2） 文書の收受及び発送に関すること。
- （3） 文書、帳簿の整理及び保存に関すること。
- （4） 庶務及び会計に関すること。
- （5） 資料、統計、調査及び広報に関すること。
- （6） 施設等の維持及び管理に関すること。
- （7） 市民交流に関する事業の実施に関すること。
- （8） 生涯学習に関する事業の実施に関すること。
- （9） 関係機関及び各種団体との連絡に関すること。
- （10） サークル活動、グループ活動等の育成及び指導に関すること。
- （11） 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関すること。
- （12） 児童の健全な遊びの指導に関すること。
- （13） 児童の体力増進の指導に関すること。
- （14） 子育てに関する相談に応じ、指導を行うこと。
- （15） 子育てに関する情報及び学習の機会を提供すること。
- （16） 子育て活動に対し育成及び支援を行うこと。
- （17） 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の場の提供に関すること。



(18) 公民館、有料公園施設、文化ホール、地域福祉センター及び老人福祉センターの使用手続に関すること。

(19) その他施設の設置目的の達成に関すること。

(臨時又は非常勤の職員)

第17条 地域交流館には、第14条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(事務処理)

第18条 地域交流館における事務処理については、印西市教育委員会事務局の取扱いの例による。

2 館長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 開館及び閉館時刻の変更に関する事項

(2) 使用許可に関する事項

(3) 使用者の申請に基づく使用の取消し及び変更の承認に関する事項

(使用者の遵守事項)

第19条 使用者は、地域交流館の使用に当たり使用許可書を提示し、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容定員を超えないこと。

(2) 指定された場所以外で飲食、喫煙及び火器を使用しないこと。

(3) 指定された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。

(4) 許可なく備品を移動し、持ち出し又は使用しないこと。

(5) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。）を持ち込まないこと。

(6) 地域交流館の職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第20条 使用者は、職員が地域交流館の管理上、使用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(原状回復)

第21条 使用者は、地域交流館の使用後、原状に回復したときは、直ちに職員の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(汚損等の届出及び賠償)

第22条 使用者は地域交流館の施設等に汚損等を加えたときには、直ちにその旨を印西市立中央駅前地域交流館設備損傷等の届出書（別記第8号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

2 使用者は、賠償の請求を受けたときには、請求を受けた日から7日以内に賠償をしなければならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、地域交流館の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 中央駅前地域交流館に係る使用申請、使用の許可、使用料の納入手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(印西市教育委員会行政組織規則の一部改正)

- 3 印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年3月26日教委規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日教委規則第7号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年11月19日教委規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立図書館設置条例施行規則、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び印西市文化財保護条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（令和3年11月19日教委規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定による指定管理者の指定、施設等の利用に係る申請及び許可、利用料金の納入手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に改正前の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新

規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別記

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 (略)

第4号様式 (略)

第5号様式 (略)

第6号様式 (略)

第7号様式 (略)

第8号様式 (略)



令和3年度 公民館・地域交流館事業報告書

あゆみ

発行日 令和4年6月17日

発行者 印西市立中央公民館

印西市大森3934-1